

平成26年3月11日

◎梶原委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

《教育委員会》

◎梶原委員長 それでは、教育委員会について行います。

最初に、議案について教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎中澤教育長 議案の説明に先立ちまして、また教職員の不祥事について報告をさせていただきます。

公立中学校教員の女子生徒に対する不適切な行為についてでございます。

公立中学校教諭が女子生徒と2人きりでドライブに出かけたり、卑わいな内容のメールを送信するなど、不適切な行為を行った事案でございます。当該教諭に対しましては、2月18日付で停職6カ月の懲戒処分を行いました。あわせまして、当該教諭の行為を知らずながら適切な対応ができなかった校長に対しても給料の10分の2を1カ月間減給する懲戒処分を行いました。今回の事案は、学校に対する信頼を損なう事案であり、県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたことを、深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございません。

なお、詳細は後ほど小中学校課長から説明をさせていただきます。

次に、来年度の教育委員会事務局の組織体制を御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料で、表紙に総務委員会資料、議案説明資料と記載しております資料でございます。教育委員会のインデックスが張ってある資料でございます。

その資料の1ページをお開きください。

まず、主な組織改正の概要について御説明いたします。

初めに、小中学校の学力向上等への対応でございます。これは学力調査等で明らかとなりました学力問題の課題解決に向けた取り組みを強化するとともに、新たな教育課題に的確な対応を行うために体制整備を図るものでございます。

まず、小中学校課におきまして、教育課程の一層の充実と学校経営力の向上を図るため、現在の学校教育第一担当を教育課程推進担当に、学校教育第二担当を学力向上担当にそれぞれ改めますとともに、指導主事を2名増員をいたします。さらに、教育センターにおきましては、中学校数学の学力向上を目指し、中学校学力対策担当チーフを新設するとともに、指導主事1名を増員をいたします。

次に、生徒指導上の諸問題への対応でございます。これは社会問題となっているいじめ

問題や少年非行問題等に対応するため、問題行動等の未然防止から早期発見、発生した際の対処に至るまで一体的に学校を支援する体制の強化を図るものでございます。具体的には、人権教育課におきまして、現在の生徒指導担当を児童生徒の自己有用感を高め、社会性を育む組織的な生徒指導の推進を行う生徒指導推進担当といじめ・少年非行問題への対応を行う児童生徒支援担当に改編し、チーム1名を増員をいたします。

続きまして、所属数は今年度と変更はございません。12課8出先機関でございます。また、定数補正につきましては、体制の見直しを行う一方、緊急性の高い教育課題等に対応するため、平成25年4月1日、昨年度と比較しますと、8名増員の399名程度予定をいたしております。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

2月議会に提出しております教育委員会所管の議案は、平成26年度高知県一般会計予算など予算議案が5件と条例その他議案が10件でございます。

まず、平成26年度当初予算について説明をいたします。

先ほどの資料の2ページをお開きください。平成26年度当初予算の総括表でございます。

まず、一般会計は総額938億9,416万2,000円で、平成25年度当初予算額と比較をしますと56億5,613万6,000円、率にして6.4%の増額となっております。教職員の給与や退職手当などの人件費は742億316万2,000円で、前年度比9億3,369万5,000円の減額、人件費を除いた、いわゆる政策的な予算額としましては196億9,100万円で、65億8,983万1,000円の大幅な増額プラス50.3%となっております。

3ページをごらんください。

人件費を除く予算の主な増減項目を示してございます。増減額の1番目の南海トラフ地震に備える施設整備や2番目の新図書館等整備事業費、4番、5番目の保育所等の施設整備への助成など、主にハード整備に係るものが今回の大幅な増額の要因となっております。また、3番目の高等学校等就学支援金事業費は、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度が就学支援金制度に一本化されたことに伴い、平成26年度の新入生から一定の基準額を下回る所得の世帯等を対象に授業料相当額の就学支援金や就学給付金を支給するための新規事業で、6億2,000万円余りの増額となっております。

2ページにお戻りください。

下のほうの特別会計でございます。高等学校等奨学金特別会計予算は、経済的な理由で就学が困難な子供たちに奨学金を貸与するため、総額4億3,499万5,000円を計上しております。

また、土地取得事業特別会計予算は、高知城西堀史跡の土地を取得するための財源として借り入れました地方債を償還するため、7,616万2,000円を計上いたしております。

次に、4ページをお開きください。

平成26年度の当初予算編成のポイントをまとめてございます。教育委員会では、平成26年度予算におきましても、引き続きまして高知県教育振興基本計画重点プランの推進と南海トラフ地震対策を大きな2本柱として施策を推進してまいります。

まず、重点プランでは、知と体の目標達成に向けまして、学力・体力のさらなる向上に向けた取り組みを進めるとともに、高知家の子ども見守りプランの推進による少年非行防止対策やいじめ防止の総合的な対策など、子供たちの心の問題に向き合い、着実に改善すべく、徳の取り組みをさらに強化いたします。また、中途退学者数の増加やコミュニケーション能力及び基礎学力の不足など、高等学校における課題に対しまして、高知県の将来を担う社会人となるべく必要な基礎力を育成する取り組みを強化してまいります。

次に、南海トラフ地震対策では、高知県の将来を担う子供たちの命を守り、命をつなぐため、学校施設の耐震化や防災教育、さらには保育所等の高台移転の支援などを推進してまいります。

また、県立高等学校の振興や平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度についても、着実に柔軟な計画の推進や円滑な新制度への移行ができるよう対策を加速化してまいります。

それでは、資料に沿いまして強化するポイントを中心に説明をさせていただきます。

5ページをごらんくださいませ。

学力向上に向けた取り組みでございます。重点プランで掲げる目標の達成に向けまして、学校経営力の向上、児童生徒の学力定着状況の把握、授業の質・教科専門力の向上の3つの取り組みを互いに関連させながら、学力向上に取り組んでまいります。

まず、学校経営力の向上に向けた取り組みでは、これまで単年度計画として作成してまいりました学校改善プランを、26年度からは中期的な視点に立った3カ年程度の学校経営計画として全ての小中学校で策定することとし、この計画に基づく取り組みを支援してまいります。また、教育事務所に配置する7名の学校経営アドバイザーが各学校を訪問し、学校経営力の向上や学力課題の解決に向けた指導・助言を行うほか、教科経営、授業研究の充実に向けた指導・助言にも力を入れてまいります。

右側の授業の質・教科専門力の向上の取り組みでは、今年度の重点事業であることばの力育成プロジェクト推進事業とあわせ9月補正で予算化した数学における思考力を向上させる取り組みをさらに充実・強化することで、全国学力・学習状況調査の活用問題、いわゆるB問題で求められている児童生徒の思考力や表現力の向上を図ってまいります。その強化した取り組みの一つとして、算数・数学学力向上実践事業で授業改善プランに基づく支援訪問をさらに徹底して実施するほか、担当教員の教科専門力の向上に向けまして若手教員の集中研修やミドルリーダーのブラッシュアップのための合宿研修などを実施し

てまいります。

外国語教育推進プラン実践事業では、県の英語教育推進プランを作成するほか、外国語教育の中核となります拠点校の構築や、リーダー教員の育成と取り組みの普及を通して、県内の外国語や外国語活動を担当する教員の指導力向上を図るとともに、早期英語教育の地域拠点モデル校をつくり、次期の学習指導要領を見据えた英語教育を進めてまいります。

6 ページをお開きください。

体力・運動能力向上に向けた取り組みでは、平成27年度までに児童生徒の体力合計点を全国平均まで引き上げることを到達目標として、新・こうちの子ども体力アップアクションプランをもとに取り組みを推進してまいります。

あわせて、よさこい健康プラン21と連携しまして、小学校から高等学校まで発達段階に応じた健康教育の推進を図り、子供たちの健康的な生活習慣の定着を目指してまいります。

また、運動部活動については、運動・スポーツから暴力行為等を根絶するため、運動部活動マニュアル等を活用した学校組織としての取り組みの充実や顧問を対象とした研修会等による指導者の指導能力の向上を通して望ましい運動部活動を推進してまいります。

次に、7 ページをごらんください。

高知家の子ども見守りプランの推進について御説明をいたします。

少年非行問題への対応につきましては、同プランに基づき知事部局、教育委員会、警察本部が連携して取り組みを進めているところです。その中で、教育委員会としましては、図の左側に示しております学校の組織的な取り組みの強化、生徒指導の充実などの5つの視点から各施策を体系的に実施し、P D C Aサイクルを回しながら、少年非行対策のさらなる強化を図ってまいります。

主なものについて御説明いたします。

学校の組織的な取り組みの強化として、夢・志を育む「開発的生徒指導」推進事業を実施します。これは県内中学校19校を指定し、生徒指導推進員等の配置による問題行動への対応の強化、統括アドバイザー等の助言による子供に内在する力や可能性を引き出す開発的生徒指導の充実など、学校の実態に応じた組織的な生徒指導を段階的に推進してまいります。

心を耕す教育の推進では、学校間の連携や家庭・地域と連携した市町村ぐるみの道德教育を推進し、拠点地域の取り組みを県全体に普及して、児童生徒の自尊感情を育むとともに、社会性や規範意識を高めることを目指しています。26年度は道德教育用郷土資料集「ふるさとの志」の配付や、新・心のノートの活用推進校による実践研究などを行います。

8 ページをお開きください。

いじめ防止対策について説明をいたします。

本県では、いじめ防止基本方針を今年度内に策定するよう取り組みを進めているところであり、26年度からはその基本方針に沿っていじめの未然防止と早期発見、早期対応の両面からいじめ問題等への総合的な取り組みを推進してまいります。

まず、児童生徒や保護者等が悩みを気軽に相談できる体制の充実等を図るため、スクールカウンセラー等の配置を拡充をしまして、適切な支援につなげてまいります。また、ネット上のいじめ等への対応では、児童生徒が学校非公式サイトやブログなどへの誹謗中傷の書き込みなどによってネット上のいじめ等に巻き込まれていないか監視を行い、早期発見、早期対応を図ってまいります。

9 ページをごらんください。

高等学校では、中途退学者の増加や社会性の不足などの大きな課題に対する取り組みを強化をいたします。

まず、中途退学の防止対策としまして、中途退学率の高い10校を重点校に指定し、まずは本年度中に中途退学者を半減させるプランを作成いたします。26年度からはこのプランに基づいて心の教育アドバイザーの派遣や学習支援員による補力学習、生徒一人一人に応じたキャリアカウンセリングの実施など、課題解決に向けて多方面からの総合的な支援を行ってまいります。

次に、社会性を育成する取り組みとしまして、就職内定や離職の状況に課題のある6校を研究校として指定し、学校が組織的に生徒の社会性を育てていくためのプログラム開発や職業観、勤労観を養うための研修の強化などを行います。こうした取り組みによりまして、生徒が社会人として必要なマナーや働くことの意義を学び、身につけることで勤労観や社会性の育成につなげていきたいと考えています。

次に、南海地震トラフ対策について説明いたします。10ページをお開きください。

26年度当初予算では、25年度に引き続きまして学校安全対策課を中心に学校施設等の耐震化の促進、防災教育の徹底を図ってまいります。

まず、資料左側の学校施設の耐震化の促進でございます。①の県立学校の耐震化につきましては、県有建築物の耐震化実施計画に基づいて実施をしており、27年度末で耐震化完了の予定でございます。来年度予算化された事業が全て完了しますと、県立学校の耐震化率は89.5%に上昇する見込みでございます。なお、1年前、25年4月1日は76.2%でございました。

②の公立小中学校等の耐震化、③の保育所・幼稚園の耐震化につきましても、引き続き支援を行ってまいります。来年度予算化された事業が全て完了しますと、耐震化率は公立小学校は91.3%、保育所・幼稚園は87.3%にそれぞれ上昇する見込みでございます。

次に、④の保育所等の高台移転につきましては、現在9つの市と町で保育所において検討が進められており、26年度は土佐清水市を含めた3市町、宿毛市、中土佐町でございますが、この施設整備の支援を行うとともに、移転検討経費への補助や窓ガラス飛散防止フィルム施工、避難車購入に対する補助も引き続き行ってまいります。

次に、県立学校施設等への食料・水等の備蓄でございます。県立学校や青少年教育施設において被災後、安全に帰宅できるようになるまでの間に必要な水や食料を本年度1日から2日分備蓄しましたが、昨年5月の被害想定により最大クラスL2規模の地震の場合には、帰宅までにさらに時間を要することが想定されますことから、県立高校は3日分、特別支援学校は5日分を備蓄することとしたものでございます。

次に、右側の防災教育の徹底でございます。南海トラフ地震に備えまして、地震・津波に対する正しい理解と行動の徹底を図り、子供たちが自分の命は自分で守る、他者や社会の安全に貢献できるようになるために、安全教育プログラムによる防災教育の指導方法を防災教育研修会などで教職員に徹底するとともに、今年度作成しました小学生用と中学生用の防災教育副読本により児童生徒に防災教育を浸透させてまいります。

以上が平成26年度当初予算の概要でございます。

続きまして、平成25年度一般会計補正予算、高等学校等奨学金特別会計補正予算について御説明いたします。

12ページをお開きください。

平成25年度2月補正予算の総括表でございます。一般会計補正予算につきましては、退職手当が当初の見込みを上回りましたことなどから増額補正をお願いしますとともに、あわせて入札などによる執行残について減額することとしておりまして、総額では1億4,262万円の減額補正をお願いするものでございます。

高等学校等奨学金特別会計補正予算は、奨学金の貸与者が見込みを下回りましたことから、7,339万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、条例その他議案でございます。

高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案など10件の条例議案でございます。それぞれの議案につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、報告事項でございます。冒頭に御説明いたしました教職員の不祥事についてのほかに2件ございます。

まず、県立高等学校再編振興計画についてでございます。これにつきましては、2月6日の臨時総務委員会において現在教育委員協議会で協議しております検討案について御説明をさせていただいたところでございます。本日は、その後の現在の状況につきまして、高等学校課から説明をさせていただきます。

次に、高知県いじめ防止基本方針についてでございます。昨年9月にいじめ防止対策推

進法が施行されましたことを受け、昨年12月に検討委員会を立ち上げ、各分野の専門家や教育関係者などから御意見をいただきながら、高知県のいじめ防止の対策を総合的に推進するための基本方針案につきまして検討を進めてまいりました。この内容につきまして、人権教育課長から説明をさせていただきます。

最後に、本年度の主な審議会等について開催状況を説明させていただきます。

審議会等と赤いインデックスがついた資料をごらんくださいませ。審議会等と赤いインデックスでございます。

1月に高知県社会教育委員会を、2月に高知県公立学校施設整備期成会、高知県立図書館協議会、高知県文化財保護審議会、高知県スポーツ推進審議会をそれぞれ開催しております。会議での審議項目等につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

私からの総括説明は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

◎梶原委員長 それでは続いて、所管課の説明を求めます。

〈教育政策課〉

◎梶原委員長 まず、教育政策課の説明を求めます。

◎岡村教育政策課長 教育政策課の平成26年度一般会計予算及び平成25年度一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

資料につきましては、当初予算にかかわります議案説明書のページは、資料No.②の566ページでございます。

まず、こちらは歳入でございます。7款分担金及び負担金に関しまして、1節教育政策費負担金、こちらは他の都道府県への派遣職員の給与に関しまして、派遣先の地方公共団体から受け入れる負担金でございます。

それから、8款使用料及び手数料に関しまして、1節の庁舎等使用料、こちらは教育センターにおけます行政財産の目的外使用の許可、具体的には電柱等の設置などに係る使用料などがございます。

そして、9款国庫支出金に関しまして、初等中等教育等振興事業委託金、こちらは教員研修に係ります文部科学省からの委託金でございます。

続きまして、12款の繰入金に関しまして、1節の安心子ども基金繰り入れ、こちらは教育センターで行っております保育に係る研修に要する経費に充当しているものでございます。

次に、14款諸収入に関しまして、567ページをごらんください。

8款雑入につきましては、総務部からの説明があったかと存じますがけれども、本年度の決算特別委員会におきまして諸収入の雑入のうち、一般財源分に該当するものを、予算は財政課で一括計上し、決算は各課で計上していることから、各課の予算額と決算額に乖離が生じているということのために、今後は予算と決算を同一課で計上するよう検討を求め

るとの御意見をいただいたことを受けまして、平成26年度予算からは一般財源分につきましても、担当課において計上するよう変更いたしました。これによりまして、この1節教育政策課収入には、まず特定財源といたしまして、職員研修の負担金を中核市である高知市などに負担していただくものなど、従来から計上しておる特定財源に加えまして、一般財源といたしまして、職員駐車場利用料を計上しております。

続きまして、568ページをごらんください。

こちら歳出でございます。右側の説明欄に沿いまして主な内容を御説明申し上げます。

まず、1目教育政策費でございます。1番の人件費につきましては、教育委員会事務局の一般職の職員198人分の給与費でございます。2番、教育振興費に関しまして、教育委員会委員報酬、こちらは5人の教育委員の報酬でございます。それから、公務災害補償費、こちらは平成2年に公務災害として認定をされました非常勤職員の遺族の方に対する補償金でございます。

続きまして、569ページをごらんください。

1つ飛ばしまして、新聞広告制作等委託料でございます。こちらは県民の皆様へに教育について考えていただく契機とすることなどを目的といたしまして、高知県教育の日「志・とき学びの日」であります11月1日に本県の教育に関するデータなどを広く公表する新聞広告の制作等を委託する経費でございます。

次に、訴訟事務委託料、こちらは教育委員会が当事者となります訴訟に備えまして弁護士に支払う着手金につきまして、毎年度100万円をあらかじめ計上しておるものでございます。

次に、全国都道府県教育委員会連合会分担金は、各都道府県教育委員会の委員長及び教育長で組織をいたします連合会への負担金でございます。

1つ飛ばしまして、地域教育振興支援事業費補助金でございます。こちらは県全体の教育振興を目指しまして、各市町村が主体的に取り組む地域の教育課題解決のための取り組みを、教育版の地域アクションプランとして位置づけまして支援するものでございます。この補助金によります財政的な支援に加えまして、各教育事務所に事業推進を支援するに当たり必要な助言などを行う担当者を配置いたしまして、進行管理や事業実施後の研修をも行うといった人的な支援も行っております。事務費につきましては、学校等の視察や研修調査など5名の教育委員の活動に要する経費、それから教育委員会事務局の各課で雇用いたします臨時的任用職員の賃金、教育委員会事務局職員の人事異動に伴います赴任旅費などがございます。

続きまして、3番の教職員費に関しましては、職員研修負担金、こちらはいじめ問題や不登校問題等への対応を踏まえまして、スクールカウンセラー的な役割を果たすことができる教員の養成、そして学校におけるさまざまな取り組みを組織として効果的、効率的な

ものとするための施策立案などを学校組織マネジメントを基礎とした実践的な生徒指導、学級経営等の取り組みを浸透させることができる教員の養成、また特別支援教育の充実の推進役となれる教員の養成を図ることなどを目指しまして、高知大学大学院、鳴門教育大学大学院に教員を派遣するための経費などがございます。事務費につきましては、国が行います研修に職員を派遣するための経費や学校経営サポート事業といたしまして、小中学校を対象とした学校経営診断を実施いたしまして、その分析結果に基づく学校改善手法の研修を実施校の校長に対して行うなど、具体的な学校経営の改善方法等について指導・助言するための経費などがございます。

4番の情報教育推進費につきましては、教員の情報機器を活用した教科指導力の向上を図りますなど、情報教育のための環境整備に要する経費でございます。まず、機器保守管理等委託料につきましては、高知県教育情報通信ネットワークシステム、こちらの運用を円滑に行うためのサーバー機器の保守管理に要する経費や県立学校におけます情報端末の認証ですとかセキュリティーの確保などを行うための県立学校LANシステムの保守管理に要する経費などがございます。

次のテレビ会議システム運用等委託料は、テレビ会議システムのサーバーの保守に要する経費でございます。

次の学校情報通信技術活用促進事業委託料、こちらはICT機器等の操作支援等の業務など、いわゆるヘルプデスク業務を委託するための経費でございます。

続きまして、570ページをごらんください。

事務費につきましては、教育ネットの回線利用料やサーバーのリース料などがございます。

次に、7目教育センター費でございます。1番の教育センター管理運営費に関しまして、一般職給与費は教育センターの所長を初めとする職員13人分の人件費でございます。

1つ飛ばしまして、機械保守等委託料は、教育センター本館及び分館の警備、清掃、機械の保守点検等の委託料でございます。

1つ飛ばしまして、教職員研修管理システム開発委託料、こちらは教育センターで実施をしております教職員に対する各種研修に関しまして、市町村教育委員会や学校等との間での名簿確認通知申し込み決裁等につきまして、新たにオンライン化することによりまして事務処理を迅速かつ効率的に行うためのシステムの構築に要する費用でございます。運営費につきましては、非常勤職員や臨時的任用職員の雇用に要する費用のほか、光熱水費や通信費など教育センターの運営に要する経費でございます。

2番目の教員基本研修につきましては、法定研修でございます初任者研修や10年経験者研修や2年、3年、4年の教職経験者に対して行います教職経験者研修、そして校長や教頭等を対象とした管理職研修のほかに、来年度から実施を予定しております次世代のリー

ダー育成を目指しました高知「志」教師塾など教育センターが実施をいたします教職員の資質の向上、実践的指導力の向上のための研修に要する経費、そのほか平成25年度から実施をしております学校コンサルチーム派遣事業といたしまして、高等学校を含めます4校を対象に大学教授や退職校長等から成ります専門チームを派遣いたしまして、学校経営に対する年間を通した継続的な支援を行いますことで、当該学校の教育課題の解決を図るための経費などがございます。

続きまして、571ページをごらんください。

3番の教員専門研修費は、子供の特性に応じた指導・助言ができる力など、職務に応じて必要な力を身につけた教員を養成するための職務研修や保育士や幼稚園教員などに対しまして保育に必要な乳幼児理解を深め、実践的指導力を向上させるための幼・保研修、教科の専門性と実質的な授業力を向上させるための教科等研修などに要する経費でございます。説明欄でございます研修教材作成委託料、こちらにつきましては、小中学校の教育課程に関する研修に関しまして、研修の内容を撮影した動画ファイルを作成いたしまして、必要なときに必要な部分だけ視聴できますよう、いわゆるオンデマンド配信を行うことで、従来のような集合研修の形ではなくて、ICTを活用した校内研修による実施を行うための映像コンテンツの作成を委託するものでございます。

4番の教育研究指導費に関しまして、機器保守管理委託料は教育センター本館の研修用パソコンのサーバーや所内ネットワークの保守に要する経費でございます。

それから、研修教材作成委託料、こちらは中学校の数学教員に対しまして、ミドルリーダーとして認定をされております教員が行います公開モデル授業、こちらを映像化しまして、中学校の数学教員に対して配信するための研修教材の作成を委託するものでございます。それから、事務費につきましては、中学校の若年の数学教員を対象とした教育センターにおける半年間の集中研修などを実施するための経費や小学校外国語活動講座や中高教員が連携して取り組む英語授業づくり講座のほか、教員が学校現場を離れて教育センターなどで研究を行うための経費、あるいは校内研修の支援を行う経費などがございます。

5番の教科研究センターに関しましては、警備等委託料、こちらは中部教育事務所の建物内がございます中部教科研究センターに係る機械警備委託に要する経費でございます。事務費につきましては、県内4カ所に設置をしております教科研究センターに配置をしております指導アドバイザーの報酬や教科授業づくりに関する講座を開催するための経費、光熱水費や通信費など、教科研究センターの運営に要する経費でございます。

6番の資質向上研究事業費は、指導を要する教職員の認定に関する審査会の運営や指導を要する教職員の課題改善のための研修等を行うための経費でございます。

以上で教育政策課の平成26年度一般会計当初予算額は22億8,294万7,000円、平成25年度の当初予算額と比較いたしますと、額にいたしまして4,155万6,000円の増となっております。

ます。

次に、別の資料でございますが、資料No.④の補正予算に係ります議案説明書の290ページをごらんください。

こちら補正予算の歳出でございます。全て減額の補正でございます。細目事業ごとに100万円以上の不用額が見込まれるものにつきまして、減額を行っております。

まず、1目教育政策費の説明欄1番、教育振興費に関しましては、教育委員会報酬、こちらは昨年7月から実施しております給料等の特例減額措置に伴うものでございます。それから、地域教育振興支援事業費補助金、こちらは事業実施主体であります市町村等の事業費が見込みを下回ったことによるものでございます。事務費につきましては、事務局職員の年度途中の産休や育休、欠員等に対応するための臨時的任用職員の雇用月数が見込みを下回ったことなどに伴うものでございます。

2番の教職員費に関しまして、職員研修負担金は大学院への派遣につきまして、当初の計画から1名減となったことによるものでございます。事務費につきましては、大学と連携をいたしまして調査研究を行うという国からの委託事業につきまして、事業規模が縮小されたことや、教職員の県内外の大学等への派遣や県外人事交流などにつきまして執行額が見込みを下回ったことに伴うものでございます。

それから、2目の情報教育推進費でございますが、機器保守管理等委託料、こちらは県立学校LANシステムの運用保守委託料の入札減によるものでございます。

続きまして、291ページをごらんください。

テレビ会議システム運用等委託料、それからその下の重点分野雇用創造学校情報通信促進事業委託料、これはいわゆるヘルプデスク業務を委託したものでございますが、ともに契約額が見込みを下回ったことによるものでございます。事務費につきましては、県立高校におきまして、生徒及び教職員が使用いたしますコンピューターのソフトウェアのライセンス使用契約による入札減によるものでございます。

7目の教育センター費に関しまして、1番の教員基本研修費、こちらは研修参加者の旅費や講師謝金の執行額が見込みを下回ったことなどに伴うものでございます。

これらによりまして、教育政策課の平成25年度一般会計2月補正予算は、2,253万円の減額となっております。

続きまして、292ページをごらんください。

こちら最後でございますが、債務負担行為の補正でございます。新教育ネットシステム整備委託料、そして県立学校のコンピューター用ソフトの使用料につきまして、平成26年4月からの消費増税に伴いまして契約額が増額変更となることから、債務負担行為額を増額するものでございます。

以上で教育政策課の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

す。

◎梶原委員長 それでは、質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 地域教育振興支援事業費補助金の関係ですけれども、さっき減額補正の分で140万円ということで、これは25年度の当初予算が1億5,400万円で、それからしたときに、来年度1億8,100万円、約2,700万円増額になってくるわけですが、それだけの事業が各市町村単位で見込まれてということだろうと思うんですが、どれだけの事業がどういう形で見込まれようとしているのか。特に25年度と比べてどういった点でこの増額要素があるのか、その辺について教えてください。

◎岡村教育政策課長 各市町村から来年度事業の一定見込み計画といったものはいただいております。それを積み上げたときに、およそ今回お願いをしております予算の1億8,100万円で賄えるであろうという見込みを持っておるところでございます。

◎中澤教育長 補足説明でございますけれども、増額の要因は高知市でございます。今まで高知市の中学校は、小中学校課に別枠の予算として御理解をいただいて対応いたしておりました。来年度からは、もうほかの市町村と同じこの地域アクションプランで対応すると。ただし、高知市の場合は生徒数が多いものですので、市町村の規模によりまして、補助金の限度額、計算式によって差があります。ほんで、今回は今までは小中学校課のほうで特別に計上していたものが、一般対策としてこの中に入ってくるということで、それで増額となっております、これが一番の要因です。

◎米田委員 振興推進費ですけど、去年とことしの事業数でいうたら、高知市が入っちゃうき比べれんかもしれんけど、状況はどんなんですか。

◎岡村教育政策課長 平成24年度が107事業、平成25年度が97事業、恐らく平成26年度も100事業を超えるぐらいになってこようかと思えます。

◎米田委員 市町村回りよったら、教育の担当の方が非常に、言い方悪いけど、使い勝手がよいというか、非常に地域のそういう独自の取り組みに役立ってるという話はよく聞かれますよ。ただ、その場合に一定の年限とか、26年度引き続きそういう事業の対象になるのかという非常に不安も持ってらっしゃってますが、どんなふうにしていますかね。例えば事業を継続すれば、3年で廃止するとかいう、そういう仕組みはどんなになっていますか。

◎岡村教育政策課長 来年度の事業につきましては、今現在としましては、まず予定の段階をお聞きしております。そして、一定の内容のヒアリングもさせていただいておりますけれども、それにつきましては査定で落とすという発想ではなくて、といいますのも、例えばということになりますと、補助金額が仮に500万円として、それに対して香美市などは事業費は4,000万円、すなわち補助金は500万円だけれども、市町村として単費を3,500万円計上し、合わせて4,000万円の事業を行っているといったようなことで、教育版の地域アクションプランとして位置づけることによりまして、財政的な支援だけではなくて、教

育事務所による人的支援も受けられると、また当該市町村の中で財政課と予算折衝する際にも、教育版の地域アクションプランとしての位置づけがあるほうが単費も取りやすいといったお話もお伺いしております。

◎中澤教育長 補足をいたしますと、この地域アクションプランを県の教育委員会の予算としていつまで置いていくかと、一つの問題があるろうかと思えます。現在は教育振興基本計画の重点プランで24年度から27年度までを一つの計画として区切って実施しておりますので、私どもとしては27年度までは実施するつもりでございます。その後、どうするかによっては、それまでの事業の成果等を踏まえて、当然予算編成ですので、毎年毎年財政当局と議論をしながら予算を決めているというところでございます。市町村には非常に好評でございます、市町村の教育長会からは、あるいは教育委員会からはぜひこれは継続してやってほしいという要望をいただいております。ただ一方で、私どもは当然のことですけれども、補助金を出すからには、出したものの成果というものがあらわれてこなければなりません。そういう意味で、市町村を御指導すると、いわゆるアドバイスもしますし、いろんなことします。そういう面で、成果を求めていますので、当然市町村の職員の方はそれに対してプレッシャーがあつてしかるべきだというふうに思っております。

◎米田委員 その事業数を今お伺いしましたけど、申請して採用ですか、対象にならなかった事業もあるんですか、それはないですか。

◎岡村教育政策課長 補助率2分の1で限度額を設定しておりますので、ですから先ほども申し上げましたけれども、補助事業全体としては仮に2,000万円に対して補助金としては500万円当たるといった形ですので、ある意味採択はさせていただいているということかと思えます。

◎米田委員 ぜひ教育の分野ですから、ええことは漸次やらないけませんけど、一方、地域を対象にした取り組みなんで、27年度以降、26年、27年も見ながらなお継続というか、そういうことも含めてぜひ成果をつくり出していきたいし、時間がかかるもんだと思うんですよ。ほかの県の行政全体でも、土木事務所の裁量予算等あつて似ちゅうわけです、そういう単独で措置を急ぐこの工事、緊急の修繕とかということをやったりしゅうわけですね。そういう十分手のふだん届かんところへ市町村が取り組む場合に、支援が非常に大事な枠組みだというふうに思うんで、慎重に継続の観点も含めて検討していただきたいなと思うんですが。

◎中澤教育長 義務教育ですから当然市町村の仕事なんですけれども、やっぱり市町村はスタッフが少ないもんで、市町村の教育委員会の企画力ですとか、あるいは事業の実行力、こういったものも上げていただきたいというもう一つの狙いもあつて、この事業を実施しているものがございます。大分事業をこなすというんですか、回して成果につなげていくのも市町村のほうも大分上手になってきたかなというふうに思っております。だか

ら、それと市町村の教育委員会の力も上げてもらいたいという狙いも込めてますので、私どもとしては非常に好評ですし、これを継続していきたいという基本的な考え方を持っております。

◎米田委員 臨時職員の賃金問題はここじゃなくて、小中学校課とかになるのかね。

◎中澤教育長 臨時職員は義務教育でしたら小中学校課になりますし、県立は高等学校課になります。

◎弘田副委員長 教育センター費の教員基本研修費、不用額が381万5,000円出てますけど、この不用というのは先ほどの説明では、旅費とかが少なかったということなんですけど、実際研修に出れなくて少なくなったのか、あるいは例えば高知市近辺の人ばかりで単価が少なくて不用になったのか、どういう状況なんでしょう。

◎岡村教育政策課長 教育センターで開催をしております研修につきましては、翌年度の人事配置がわからない中での旅費の計上、それから一定想定での講師の謝金の計上といったことをしておりますので、主にはやはりいざ人事異動されたときに高知市内、高知市以外の対象者の配置がどうなるかによって影響してくるところもございますので、委員おっしゃるような理由も大きいかと存じます。

◎弘田副委員長 どうしてこんなことを聞くかというと、やっぱり基本研修とか、教員のスキルアップ、大切なことだと思うんですよね。忙し過ぎて受けられないとか、そういうことがないようにしてもらいたいなど、対象の先生方は全員受けれるということになってほしいなということで、あえて聞かしてもらったんですけど。

◎岡村教育政策課長 教育センターで実施をしております研修につきましては、基本研修で約8,000人、そして専門研修で約7,500人という、1万5,500人程度の延べで研修しておりますので、委員おっしゃいますように、可能な限り出席いただけるように1つには研修期間の工夫、それからもう一つは、先ほど申し上げましたが、ICTを活用した集合研修ではなくて、オンデマンドで映像を見ていただきながら校内研修もできると、そういった工夫もしながら努力していきたいと考えております。

◎岡本委員 歳入の部分で、庁舎等の使用料で3万7,000円ふえてますけど、これは何なのか教えていただけますか。

◎岡村教育政策課長 こちらは教育センターの電柱等の設置に伴う使用料や、それから各団体の事務所の目的外使用で入居していただいている、各団体の事務所のこちら使用料は全額免除なんですけども、光熱水費の関係もございまして、24年度の決算を見たときに、少し金額が、歳入金額がふえております。そういったことを見まして、使用料につきましては、少し計上をふやして見込んでおるといところでございます。

◎桑名委員 高知「志」教師塾ですけども、年間12名、5年間で60名を育成ということですが、これはまず12名というのはどういうふうな選抜をするんですか。

◎岡村教育政策課長 この塾生の選定につきましては、まず中堅の教員、10年程度以上経験した教員の中で、教育センターの研修の担当とそれから事務局、本課の人事の担当とで十分に調整をしております。今現在調整中でございますが、候補者を今40名から50名ぐらいいまで絞り込んでいる状況でございますので、また今後人事異動も見た上で決定していくということになるかと思えます。

◎桑名委員 これまでもこういった管理職研修というか、リーダーの育成というのはいろいろ研修をやってきたと思うんですけども、そのいろいろな今までやってきたものの反省を踏まえて、新たにこれをつくってると思えますけども、今までとどういった点が決定的に違うのか。

◎岡村教育政策課長 この研修の成り立ちから申し上げますと、昨年度実施をいたしました教員の人材育成の検討委員会から提言をいただいた中に、こういった意図的、計画的に将来の管理職をつくっていくべきではないかという御提言をいただきました。それを実現したものでございます。他県の状況なども少し勉強しに行ってまいりましたが、他県でもそういった取り組みはございます。ただ、その場合の取り組みの内容といたしますのが、年間何回か集合して講師を呼んで研修をするといったもので、それできっかけづくりをした後は、本人の自覚に任すといったようなやり方が多いように受けとめましたけれども、本県の場合は基本的には1年間を通した研修という位置づけをしております。10年後の自分を見据えた研究、あるいは20年後の本県教育を見据えた研究といったことを個人、あるいはグループでしていただくと、最終的にはレポート、成果を出していただくと、その間に年間何回かの啓発のための講演も交えていくと、そういった考え方でございます。

◎桑名委員 これを卒業すると、研修を修了するということは、選ばれる人たちは10年研修の後ですから30代の前半の人たちが選ばれて、1年間やるんですけども、これを受けた人なんかはどういったところに配置をされているんですか。

◎岡村教育政策課長 現在、採用の平均年齢は28歳程度でございますので、10年過ぎますと40歳前後になるかと思えますが、教頭の任用の平均年齢が49歳でございます。校長の平均の任用年齢が52歳でございますので、この研修を受けていただいた後もまだ教頭、校長になるまでには少し時間がございますので、学校現場でリーダー的な役割を果たしていただく、あるいは教育委員会事務局や教育センターで指導主事として働いていただくといったことになるかと思えます。

◎桑名委員 こういった研修というのは、いろいろあると思うんですけども、大事なものは、そういったを受けた人たちがその成果を発揮できる場所にまた配置をしないと、また普通に知識だけで終わってしまうと思うので、十分に講習を受けたものが発揮できる立場のところしっかりと配置をして導いていただければというふうに思います。

◎岡村教育政策課長 人選を含め、それから研修後の配置を含め、人事担当とよくよく調

整したいと思っております。

◎梶原委員長 教科研修センター事業について、本部と3支部に指導アドバイザーをこれまで配置をされてさまざまな取り組みをしていただいたんですが、本当に経験豊かな退職校長先生等々がそこへ来た現場の教員の方々にどういったようないい影響を与えて1年間成果を出されたのか、その1点まず伺いを。

◎岡村教育政策課長 まず、利用者数の推移を申し上げますと、こちら教科研究センター、平成21年の12月、年度途中からスタートいたしました。ですから、年度を通してスタートできたのは22年度でございますが、平成22年度は3,692名の利用者でございますが、これが年々増加をいたしまして、本年度は1月末現在で5,144名ということで、5,000人を超える教員が利用していると、授業づくりの研究ですとか、あるいは教科指導の研究ですとか、そういったことをしております。この人数の推移からしても、非常に有効に使っていただけてるものと考えております。

◎梶原委員長 昨年と比べても、12月末までの集計で24年は3,998名、そして去年は4,640名ですかね、かなりふえてますけど、このふえた理由というのは、そういうあそこで研修ができるからというふうに自然増なのか、積極的な利用を促したのか、その辺は。

◎岡村教育政策課長 利用した教員のいわゆる口コミというものもあろうかと思えますけれども、教育センターにおきまして毎月1回、教科研究センターだより、メールマガジンのような形で発行しております。その中で教科研究センターでどういったことができるのかという紹介もしておりますし、実際にどういったことをしたのかという成果なども披露しておりますので、そういったことで努力をしてふえてきておると考えております。

◎梶原委員長 新年度は年間として大体利用者数というのは見込んでるのかと、その増加には人数がふえても対応できるということですかね。

◎岡村教育政策課長 現在、5,000人を超えましたので、来年度におきましては6,000人を目標にしてやっていこうということでございます。体制的には十分いけるということでございます。

◎梶原委員長 それと、アドバイザーの方は同じ方。

◎岡村教育政策課長 従来、緊急雇用の交付金を活用しておりましたときには、属人的には入れかえないといけないというルールがございましたけれども、現在一般財源でお願いしておりますので、属人の継続も可能ということになっております。実際継続しておる方もいらっしゃると思います。

◎梶原委員長 それと、当委員会が出先の調査を行ったときに、カラーコピーの利用等々についてもうちょっと利便性をということもありましたけど、利便性の向上は。

◎岡村教育政策課長 ここはできる限り利用者の方の利便に資するような運用をしていきたいと思っております。

◎梶原委員長 よろしくお願ひします。

よろしいですかね。

(な し)

◎梶原委員長 以上で質疑を終わります。

〈教職員・福利課〉

◎梶原委員長 次に、教職員・福利課の説明を求めます。

◎彼末教職員・福利課長 教職員・福利課でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、平成26年度当初予算案につきまして説明をさせていただきます。

お手元の資料、資料No.②議案説明書当初予算573ページをお願ひいたします。

まず、歳入でございます。ページの中ほどの節の区分に従いまして主なものにつきまして説明させていただきます。

まず、一番上の庁舎等使用料でございます。こちらは教職員住宅の敷地に設置している四国電力やN T Tの電柱の設置など、教職員住宅に係ります目的外使用料の収入でございます。

次の教育職員検定手数料でございます。こちらは教員免許状の交付や免許更新に係ります手数料収入でございます。

2つ飛ばしまして、土地売払収入でございます。こちらは一般競争入札で売り払いを予定してございます教職員住宅の売却収入でございます。

574ページをお願ひいたします。

上から2つ目の退職手当債24億9,200万円でございます。こちらは教育委員会の教職員の退職手当に充当するものでございます。

続きまして、575ページをお願ひいたします。

歳出でございます。ページ右側の説明の欄に従いまして説明をさせていただきます。

まず、一般管理費の退職手当73億1,350万9,000円でございます。小中学校や県立学校の教職員、また県教育委員会事務局職員、臨時教職員などに係ります退職手当でございます。次の公務災害補償基金等負担金でございます。教職員の公務上の災害や通勤途上の災害に対しまして、その補償を行うために設置されてございます地方公務員災害補償基金への負担金でございます。次に、福利厚生事業費の定期健康診断等委託料でございます。こちらは県立学校の教職員の定期健康診断を実施するための経費でございます。その下の職員健康診断等委託料でございます。こちらは県教育委員会事務局職員の定期健康診断などを実施するための経費でございます。次に、人間ドック事業負担金でございます。この負担金は公立学校共済組合高知支部が実施いたしております県立学校と県教委事務局の職員の間ドックに係ります経費の一部を負担するものでございます。

576ページをお願ひいたします。

まず、一番上の衛生管理者講習会負担金でございます。衛生管理者の資格試験の事前に行われる講習会の受講のための負担金でございます。次に、事務費でございます。主なものは教職員数50人以上の県立学校に配置してございます学校管理医に対する謝金やメンタルヘルス講習会に要する経費などでございます。

次に、3の教職員住宅等整備費で、まず測量等委託料でございます。こちらは老朽化や遊休財産となっております教職員住宅を処分するため、用地の確定測量や建物の修繕工事の設計委託に要する経費でございます。次の教職員住宅管理委託料でございます。こちらは教職員住宅の維持管理業務を高知県住宅供給公社に委託するための経費でございます。次の教職員住宅賃借料でございます。こちらは県立学校の教職員住宅は公立学校共済組合の資金を借り受けて建設してまいりました。現在、償還の対象となっております平成10年度から14年度までに建設いたしました10棟、60戸がございますが、この賃借料はその償還に要する経費でございます。次の修繕工事請負費でございます。こちらは梶原高校職員宿舍の外壁修繕工事に要する経費でございます。次の職員研修等負担金でございます。こちらは消防法の規定によりまして、建物全体の収容人数が50人以上の場合、防火管理者を置くこととなっておりますが、その資格取得のための講習会を受講するための負担金でございます。次の事務費でございますが、職員住宅の処分のための不動産鑑定に要する経費などでございます。

次に、4の教育振興費でございます。まず、教育関係職員名簿作成委託料でございます。こちらは来年度の小中学校、高等学校、また県や市町村の教育委員会の職員などの名簿を作成するための経費でございます。次に、ハラスメント対策相談業務委託料でございます。こちらは県立学校や県教委事務局の教職員のパワーハラやセクハラについて電話相談を委託して実施するための経費でございます。なお、こちらの事業につきましては、知事部局で行われている電話相談に今年度、平成25年度から参加して、その負担分を払っておる分でございます。次に、事務費でございます。事務費につきましては、主なものは芸術・文化・スポーツなどの分野で他の児童生徒の模範となる活動や功績が顕著なものを表彰し、その努力や成果をたたえる児童生徒表彰に要する経費や長年の勤続者、教職員の地道な教育実践などをたたえる教職員等表彰に要する経費でございます。

577ページをお願いいたします。

適性検査判定委託料でございます。教員採用選考審査などにおけます適性検査を実施するための経費でございます。その下の選考審査筆記問題作成等委託料でございます。教員採用審査などにおけます問題作成や採点業務を委託して実施するための経費でございます。次の総合人事給与システム運用保守等委託料でございます。現在使用してございます教職員に係ります総合人事給与システムの運用保守に必要な経費や来年度このシステムの機器を更新する予定でございますが、この機器更新に伴いますデータの移行に要する経費

などがございます。次の教員免許管理システム運営管理費負担金でございます。この負担金は教員免許の更新事務等を円滑に行うため、全国統一の教員免許管理システムの運用保守などに係る経費を負担するものでございます。次の事務費1,114万5,000円でございます。教員採用審査に要する経費などがございます。

次に、計の欄をごらんいただきたいと存じます。当課の平成26年度当初予算額は75億6,173万4,000円と、前年度に比べまして4億303万5,000円、率にしまして5.6%の増となっております。これは退職見込み者数の増による退職手当の増加が主な要因でございます。

次に、補正予算について説明させていただきます。お手元の資料、資料No.④議案説明書、補正予算、その294ページをお願いいたします。

先ほどと同じように説明の欄に沿って説明をさせていただきます。

まず、退職手当でございます。こちらは8億2,916万円の増額の補正をお願いいたしております。こちらは退職見込み者数の増加によるものでございます。次の福利厚生事業費、定期健康診断等委託料493万5,000円の減額は、県立学校で実施しております定期健康診断につきまして、受診者の見込みが下回ったものでございます。こちらは県立学校において定期健康診断にかえることができる人間ドックの受診者の見込みが上回ったことによるものでございます。

次に、3の教職員費につきまして、教員採用選考審査におけます適性検査判定委託料、選考審査筆記問題作成等委託料、また教員採用パンフレット作成等委託料につきまして、140万5,000円の減額をしようとするものでございます。減額の主な理由は、筆記問題につきまして点字化の対象となる方の応募がなく、点字化のための委託料が不用になったということなどがございます。

最後に、一番下の計の欄をごらんいただきたいと存じます。平成25年度2月の補正額は、8億2,282万円の増額となっております。

以上で教職員・福利課の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎梶原委員長 それでは、質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 ハラスメント対策の相談支援業務委託料ですけれども、これ25年度から知事部局でやってたやつに乗っかって負担金を納めるというふうな形にしたいと言いました。25年度からと言われましたか。

◎彼末教職員・福利課長 知事部局のほうは24年度から実施しております、県教委の事務局のほうは24年度からでございましたが、県立学校につきまして加えて今年度から実施させていただいたところがございます。

◎坂本（茂）委員 学校の分が加わったのに、何で予算額が去年より減ってるんですか。

◎彼末教職員・福利課長 固定費と相談件数で見込みますが、本年度今まで1件というと

ころでございまして、月に1件ぐらいという見込みをいたしました関係で、ちょっと見込みが下がっておるといふところもございまして。

◎坂本（茂）委員 知事部局のほうもカウントすれば、数は少ないかもしれんけど、実際聞いてみると、結局決算特別委員会で件数がどうなのかという問題があつて、その後相談者と知事部局のほうで面談をして、どういう実態なのかという話をしたいです。そして、結構やっぱり記録には出てこない相談もあつたりとかいうようなこともあるそうなんですけども、教育委員会のほうはそういう相談の実態の把握みたいなことはされましたか。

◎彼末教職員・福利課長 先ほど1件と申しましたのは、電話相談事業の委託の件数でございまして、実際のはラスメント、いわゆるセクハラも含めた相談体制については、それぞれの課長補佐なりとか苦情相談員とか、そういう制度を使つておりますが、実際に私どもものほうに上がつてきたものはこの1件ということでございます。

◎坂本（茂）委員 そういうことじゃのうて、知事部局のほうも電話相談のことで相談者と面談をしたいんですよ、実態がどうなのかということ。ほしたら、いわば記録としては上がつて件数よりも、実際は相談はあるんだけど、いわばなかなかそれを表に出さないでほしいとかいうようなことも含めて、いろんな相談者からの注文もあるので、件数的には伸びてないとか、そういうことがあるわけです。ですから、いわば知事部局のほうはそういう意味で、実際の相談者との面談をされておりますので、事情を聞いたりされておりますので、教育委員会のほうもきちんとそれはされたほうがいいんじゃないかなと、それと77万7,000円から一気に実際がそうだったからということで、19万1,000円減すというのは、いかなもんかなと思うんですが、そこら辺今後の言うたら実態把握も含めて、知事部局のほうは本会議での私の質問も含めて、今後どういう調査によってハラスメント実態があるのかということの把握をしていくという検討もされております。アンケートが効果的なのかどうかとかいうことを含めて、教育委員会としてはそこら辺も含めてどんなふうになつておられるのかお聞きしたい。

◎彼末教職員・福利課長 まず、電話相談の件数につきまして、私ども1件ということで、その方がもちろん当局といひましようか、県教委と人事所管課なりと相談をしたいということで、そういう面談もしますが、その1件、御報告のあつた件につきましては、そういうこともございませんでしたので、全く道を閉ざしているということではございません。

それと、金額の件につきましては、先ほど言ひましたように1件の件数のこともございまして、昨年度実は業者がかつたという、結局入札をした関係でかつたというふうにな知事部局聞いております。それで、いわゆる高いところが落ちて、そういう部分の単価だつたという部分も多少はあるかと思ひます。

それと、どのように調査をしていくかということにつきましては、知事部局のほうはこちらの委員会等でまた今後検討していくということでございますので、歩調を合わせて、もしそういうことになれば、やっていきたいというふうには考えております。

◎中澤教育長 ちょっとよろしいですか。先ほど臨時教員のお話でしたが、具体的にやっとなのは、それぞれの所管課なんですけど、包括してやっておるのは教職員・福利課になりますので、質問の内容によって。

◎米田委員 内容によってね。

◎西森（雅）委員 今教職員が心の病で休職をされてる方の実態というのはどういう状況。

◎彼末教職員・福利課長 これ文科省への報告の数値でございますが、県内の小中学校、県立学校を合わせましていわゆる精神疾患で休職されてる方の在職者に対する割合でございます。そちらは24年度は0.53%でございます。ちなみに全国は0.54%でございます。それがさかのぼって平成23年度が0.6%が本県、全国が0.57%、22年度が本県0.54%、全国0.59%、21年度は本県が0.68%、それから全国0.60%というふうな、どっちが多いかということの繰り返しちゅうというようなところで、率的にはちょっと若干下がりぎみではございますが、それは全体の職員数も小さくなる中でございますし、それからただメンタルヘルスにつきましては、やはり課題としては認識をしてるところでございます。

◎西森（雅）委員 これ0.5%とかというと、人数的にはどれぐらいになるんですかね。

◎彼末教職員・福利課長 精神疾患でお休みをされてるという方が24年度は41名でございます。それで、23年度は47名でございます。それから、22年度が43名でございます。21年度55名でございます。

◎西森（雅）委員 50名前後いらっしゃるわけですけども、なぜ心のそういった病になったのか、それは職場での人間関係なのか、それとも生徒とのことなのか、また父兄との問題なのかとかという、そのあたりは分析はされてるんでしょうか。

◎彼末教職員・福利課長 決算特別委員会でそういうお話もいただきまして、24年度が終わってから確かなところはわかりませんが、いわゆる人事所管課のほうで、校長、管理職からの聞き取りとか、そんな状況から、複数重なることもございますが、そういう部分は一応とってございまして、その結果につきましてはですが、精神疾患で休職をされてる、それと1カ月以上病休をされてる方の一番多い理由が、複数回答ですが、仕事の関係という方が58%ございました。それと、職場の人間関係が13.4%、家庭関係が13.4%、それから自分の健康といいたいまいしょうか、そういうもので11.6%というふうな形で、仕事という部分が一番多いのは事実でございます。

◎西森（雅）委員 仕事となると、子供との関係とか、また父兄との関係とかということになってくるのかなというふうな思うんですけども、なぜこういうことをお聞きしたのか

というと、先ほどハラスメントに対する相談という話もありました。そういったこと、ハラスメントに対しては相談する窓口があるわけですが、仕事の上での子供との関係だとか、また父兄との関係において、それは学校の中で校長先生なりに相談をできればいいんでしょうけども、そういった状況がなかなかないような場合もあったりもするのかなと、そういうことを考えましたら、そういう相談ができる何か窓口的なものが必要ではないかというふうに思うんですけども、今回のこの予算の中には、そういったところ、ハラスメントの相談というのは出てますけども、そういうところは実際あるんでしょうか。

◎彼末教職員・福利課長 いわゆるメンタルヘルスの相談につきましては、公立学校共済でやっておる部分もございます。それから、私どもの課の保健師による相談とか、電話相談とか、そういう部分はございます。それと、そのために設けたのではなく、本来は子供たちのために設けたスクールカウンセラーが各学校に充実をしておりますが、そちらの活動報告を見させていただくと、職員の職務に関して、児童生徒との関係とか保護者との関係なんかについても、相談件数はそれなりに上がっておるところで、スクールカウンセラーとか、心の教育アドバイザーの方が、ちょっと本来の目的からいうとどうかという部分もあるかもしれませんが、現実にはそういう形で教職員の相談相手になっておるところでございます。

◎西森（雅）委員 そうすると、そういったところはスクールカウンセラーが子供の相談を受けるという形で、それはだけ大事なことだと思うんですね。去年、被災地に委員会で行ったときに、心のケアをどうしていくのか、それは生徒もあわせてやはり教師だとか、また保護者の方でもそういったスクールカウンセラーの方が対応してるという話も聞いたりもしましたので、そのあたり非常に大事な部分なのかなと。そうすると、スクールカウンセラーは今配置的にはどんな形になってるんでしょうか。

◎彼末教職員・福利課長 当課で予算を持ってございませんが、実績で25年度につきましては、いただいております資料では、小学校では102校で50.7%、それから中学校で92校、85.2%、高校ではスクールカウンセラーと心の教育アドバイザーを合わせまして94.7%、特別支援学校で92.9%と、全体では67.3%というようなところと聞いております。

◎西森（雅）委員 今聞くと非常に小学校の配置率がちょっと少ないのかなということを感じるわけです。そういうことを考えると、そういったスクールカウンセラーのいるところに関しては、そういう形で相談もできるでしょう。ただ、いないところのそういった相談窓口的なものというのも、全県として考えていくのかどうか、そのあたり教えていただければと思います。

◎彼末教職員・福利課長 先ほど簡単に触れらしていただきました公立学校共済がいわゆる電話相談を、職員の健康相談という部分と、別に加えてメンタルの面接の相談も年、回数を忘れましたが、何回までは無料というような、予約して、面接でやる場合もあります

ので、そういうものでカバーもしてる部分もございます。

◎西森（雅）委員 何回か過ぎるとお金がかかってしまうんですか、どんな感じなんでしょう。面接でという、非常におっくうな形になってくるかと思うんですよね。

◎彼末教職員・福利課長 それは御本人が望まれた場合、相談時間は約50分で年5回まで無料ということでやらしていただいております。

◎西森（雅）委員 何かそういった仕事の上での悩みとかに相談に対応できるような、そういうのも今後ぜひ考えていただければというふうに思いますので。

◎高橋委員 西森（雅）委員のおっしゃった職員ですけど、41名言いましたよね、この方たちの報酬というのはどのぐらいの率でお支払いをされてるのかというのと、1年以上、あるいは2年以上休職をと、もう少し具体的に教えていただきたいと。

◎彼末教職員・福利課長 いわゆる給与につきましては、休職1年目までは8割相当、本給の8割で、諸手当は出ない部分もございます。それから、休職2年目になりますと無給になります。無給になりまして、いわゆる民間でもそうですが、共済のほうから休業給という形で出ると聞いております。6割ぐらいだったと思いますが。それと休職につきましては、それ手元に持ってございませんので、申しわけございません。1年以上になる。それぞれの小中とか高校で発令をしております関係で、ちょっとそこまで私どもの健康管理のほうでは、全体の数しか押さえてございませんので、後で。

◎梶原委員長 後ほどお願いします。

◎高橋委員 職員の退職手当の予算計上、今年度も補正をされてます。全体の予算に対して1割を超えてると思いますよ、たしかね。退職手当は、なかなか予算計上が難しい部分もあるかもわかりませんが、予算計上に対して決算が1割以上違ってるというのは、やっぱりもう少し詰めて退職金の計上をすべきだと思うんですが、今年度73億1,300万円の退職手当を計上してありますが、この積み上げをした一つの人数であったり、それぞれの職域の状況であったり、もう少し来年度のために73億1,300万円、どういった経過でこれを積み上げてきたのかを説明してください。

◎彼末教職員・福利課長 こちらは1月の頭が補正の締め切りでございますので、それまでのいわゆる実績がございます。その後、それから退職を今年度でしたいというような形がございますので、年齢別には人数はわかってございますので、来年60歳で定年を迎えられる方の数はわかりますが、今年度早目にやめられる方がおります。その数を一応引いて定年見込みの数を、定年といってもあくまで見込みになります。それと、過去の実績に基づいて年齢別に59歳とか51歳とか、1歳刻みに大体勸奨でおやめになってる率、それを年齢別の人数に掛けまして見込みをしておるところでございますが、どうしても補正を締め切った後に退職の申し出とかありまして、それによって、その狂いが生じたことによって来年度の予算もその人数が変わって狂ってくるという部分もございますので、一定限界が

あるというところで大変申しわけなく思っております。

◎高橋委員 来年度の積み上げについては。

◎彼末教職員・福利課長 来年度の当初予算の見込み額につきましては、定年退職者を198名と見込んでございます。こちらにつきましては、本年度に比べまして31人多目に見込んでおります。勸奨につきましては109名、普通退職等でございますが、死亡退職を含んで28名、合計335名と見込んでございます。それと、臨時の教職員等につきましても、退職手当が支給されますので、790名と、こちらのほうは見込んでございます。

◎米田委員 本会議で吉良議員が取り上げた臨時教員の4月採用の件なのですが。それで、中澤教育長は今期までということになつとるき、ええ置き土産をということでぜひ確認をという話がされまして、教育長自身も4月の初めからできるだけ改善をしたいということで、えいやあとやってる場合もあるということで、私たちの理解としては4月1日からという理解でいいのかどうかというのをちょっと確認をさせて。

◎中澤教育長 来年度はまだ4月1日は無理だと思っております。今まで4月の4日でしたが、それを1日か2日は早めれる見込みで現在作業を進めております。来年度の後はについては、まだいろいろ工夫してみないといけないと思っております。

◎米田委員 せっかくというか、いろいろ問題があつて処遇を改善するということで是正をするわけですから、1日とか2日ではなくて、現状に合わせてやっぱりきちっと改善をえいやつというんじゃからせんといかんと思うんですが、實際上、もうほとんどの方が、校長先生に聞いてもわかってますし、県教委事務局もわかってると思いますけど、臨時で採用される、4月から採用される方はやっぱり組織の委員会、4月の1日、2日で行われる委員会、あるいは学校の会に校長先生から電話がかかってきて呼ばれるわけですよ。いつからというふうにも、県教委から言われてない以前から。結局新しく赴任する校長先生から直接電話があつて、次の学校運営に向けて意思統一したい、協議したいということであれば、出ていかざるを得ませんよね。仮に途中、学校途上、通勤途上で事故があつたりしたら誰が責任を持つのって、ある意味そういうことになってしまうんですよ。ですから、私はやっぱりいいことですし、実態に合うて何ちゃ1日か2日早めないかんいう理由はないわけです。やっぱりきちっと実態に合わせて一気に改善、本来に合わせて、実態に合わせて改善すべきじゃないかなというふうに思うんで、これはなお今後検討しませんか。

◎中澤教育長 人事異動が終わつて、それでそれぞれの教科の先生方の情報を集めて、それから例えば高等学校になりますと、かけ持ちで臨時講師をされてる方なんかもいらっしやいますけれども、それぞれの学校の状況も見て、事務作業を進めていきますので、なかなか4月1日というのは難しく、ただできるだけ早めようということで作業をしておりますので、来年度は1日か2日は早めるという方向でやっております。4月1日まではまだち

よっと今のところは目算が立っておりません。

◎米田委員 ほかのところがやっていますよね。教員の異動全体は3月21日に発表しますかね。その後、一定時間10日もあるわけで、他県でも大体異動の発表はその時分だと思っんですけど、そういう作業をやりゆうのに、どうしてそこができないのか、やる気があってそこに合わせてやれば、みんなほかはやっちゅうわけで、そこら辺何か特に教育長の答弁で、事務的に難しい、高知県教委としては事務的に難しい。しかし、ほかの県教委はやりゆうということで、どういう事務的な問題をクリアすればそうなるのかということと、ぜひ引き続き年度内ですよね、最大限、1日、2日はさらに前へなされるように改善を検討していただきたいなというふうに思うんですけど。

◎中澤教育長 本会議の場でも答弁申し上げましたように、できるだけ4月1日からえいやあで組織としてスタートするのが、組織運営上からはそれが望ましいというふうに考えてますので、ですからベクトルとしてはできるだけ前へ持っていくというベクトルで検討していております。その中で来年度は1日というか2日は早めれるという、大体今そんな状況かなというところがございます。

◎米田委員 そのベクトルを4月1日からどうしてもやれんというふうには聞こえてないので、できる余地もあるんじゃないかということ、なお要望、要請させていただいて、教育長が言うたりする前に実現できるようにぜひ強く要請しておきたいと思います。

◎坂本（茂）委員 関連で、やっぱりあってはならないことがないように、やってはならないことがあった場合にということを考えて、辞令が出るまでは学校長は呼び出しをするなという指示は出せんですか。

◎中澤教育長 出せます。当然雇用計画に基づいてやっていますので、それは臨時教員としてやろうという方の意欲がそうさせておると、意欲と校長の思いがさせておると思いますので、それはやろうと思えばできると思いますよ。雇用してない者を来いというのはおかしな話ですから。

◎坂本（茂）委員 だから、どうしても声をかけられたら、まさに意欲が勝つと思うがですよ。だから、もしどうしてもその方のいろんなことで連絡をとらないかんかったら、電話で済ましてもらうとかいうことをしながら、本当にもしものことがあったときに誰も責任がとれんという問題が出てきますので、それは教育委員会にとっても学校現場にとっても極めて残念なことになろうかとも思いますんで、そのところはやっぱりもっと配慮した対応をしていただけたらと思いますけども。

◎中澤教育長 皆さん方の意欲と善意でそういう形になつていこうと思いますけれども、いやそういう方が間々あるというのをおっしゃいました、私、確認してないですけど。でも、それは筋の通らん話ですので、それはきちっと整理していかなきゃならんというふうに思います。

◎梶原委員長 よろしいですかね。私からも1点。昨年、失効した免許状を悪用して教員として勤めてた事例が県外で明らかになって、文科省のほうで夏から今月まで2003年から10年間の失効した免許の返納状況等々を調べた結果、全国的に4,100件のうち1,500件余り、約4割が未返納だったということなんですが、高知県としてその数字、公表しとったかもわかりませんが、高知県で何件あったのか。

◎彼末教職員・福利課長 高知県ではなかったということでございます。

◎梶原委員長 そうですか。全国で4,100件、返納せないかん事例があつて、そのうち1,500件が未返納という中で高知県が一件もないということですか。

◎彼末教職員・福利課長 そういう調査結果でございます。

◎梶原委員長 そうですか。わかりました。

よろしいですか。

(な し)

◎梶原委員長 以上で質疑を終わります。

〈学校安全対策課〉

◎梶原委員長 次に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎沢近学校安全対策課長 学校安全対策課でございます。

まず最初に、平成26年度当初予算につきまして、主要事業を中心に御説明をさせていただきます。

お手元の資料No.2の議案説明書、当初予算の578ページをお開きください。

まず、歳入でございます。ページ中ほどの節の区分に沿って主要なものの説明をさせていただきます。

上から3行目の(2)学校安全推進費負担金は、学校の授業中や部活動等で負傷等をした際の医療費等を給付する日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に係る保護者負担金でございます。その下、県立学校使用料は、学校施設内に設置しました自動販売機等の使用料でございます。2つ下の学校施設等整備費補助金の内訳でございますが、右側の説明欄の交付金になりますが、このうち学校施設環境改善交付金は、特別支援学校などの施設整備に係る文部科学省の補助金でございます。防災・安全社会資本整備交付金は、県立学校の耐震化工事に係る交付金でございます。その下の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、地域ぐるみの学校安全体制整備事業費補助金に係る文部科学省の補助金でございます。最後の行、右端の初等中等教育等振興事業委託金は、防災教育に係る文部科学省のモデル事業に係る委託金でございます。

579ページをごらんください。

節の区分中ほどの(1)地域経済活性化・雇用創出臨時基金繰り入れは、県立学校の空調整備等の施設整備に要する経費に充当するものでございます。その下の県有建築物南海

トラフ地震対策基金繰り入れは、県立学校の耐震対策事業に要する経費に充当するものでございます。その下（3）の学校安全対策課収入は、日本スポーツ振興センターから生徒等に支払われる医療費等を受け入れするものでございます。

580ページをごらんください。

3、高等学校等施設整備事業費は、県立学校の施設整備や耐震補強工事に充当するものでございます。4、公立学校耐震化促進事業費は、市町村立学校の耐震補強工事への補助金に充当するものでございます。5、県有施設等災害復旧債は、県立学校が災害による被害を受けた際の復旧に要する経費に充当するものでございます。

歳入合計で25億円余りの増額となっておりますが、主な理由は、耐震補強等工事に係る事業費の増に伴うものでございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。

581ページをお開きください。

節右側の説明欄に沿って御説明をさせていただきます。

下から2行目、施設整備費44億2,271万7,000円でございますが、県立学校施設の耐震化や既存施設の改修などの施設整備に要する経費でございます。

次のページをごらんください。

まず、設計調査等委託料は、嶺北高校など12校、18棟の耐震補強設計委託や空調整備等の整備に係る設計委託などに要する経費でございます。4つ下の施設整備工事請負費41億2,054万6,000円は、安芸高校など15校、30棟の耐震補強等工事を実施いたします。予算化されました事業が全て完了した場合、県立学校の耐震化率は89.5%になる見込みでございます。また、福祉避難所となります特別支援学校へ蓄電機能を有する太陽光発電装置を整備いたします。そのほかには県立学校の普通教室等への空調設備整備や共同グラウンドの改修など、県立学校施設の老朽化対策や学校に求められる機能に応じた改修等を行ってまいります。次に、3つ下、維持修繕費7億4,499万5,000円は、県立学校施設等の維持修繕に要する経費と、県立学校の外壁、あるいはつり天井等の非構造部材の耐震化に要する経費でございます。

次のページでございます。

1の公立学校耐震化促進事業費のうち、まず公立学校施設耐震診断支援事業費補助金は、公立小中学校の耐震化を推進するため、市町村や学校組合が実施します耐震診断に要する経費に対しまして、3分の1補助を行うもので、来年度は3市、6校で8棟の耐震診断に対して補助を行う予定でございます。次の公立小中学校耐震化促進事業費補助金は、公立小中学校の耐震化を推進するため、耐震化工事に要する経費に対しまして、国の補助金に上乗せをしまして、6分の1補助を行うもので、来年度は3市町村、4校、11棟の耐震化工事に対して補助を行う予定でございます。これによりまして公立小中学校の耐震化

率は91.3%に上昇する見込みでございます。なお、耐震診断と耐震化工事に係る市町村への補助金は、市町村の要望どおり全て予算計上をしておりますが、今後とも市町村に対して耐震化の取り組みを一層推進するよう要請を行いますとともに、国に対しましても必要な要望を行ってまいります。

次の教育の森造成事業費でございますが、このうち教育の森造成事業費補助金と教育の森施業転換資金利子助成補助金は、県立高等学校の教育の森の維持管理を行っております高知県森林整備公社に対する補助金でございます。教育の森は分収林制度を活用しまして、教育施設整備と青少年の自然の理解、郷土を愛する精神を養うことを目的として創設されたものですが、この制度において森林整備公社が教育の森の植林や間伐などの森林経営を行うために過去に借り入れた借入金の元利償還金や公社の管理経費等に対して契約に基づきまして交付する補助金でございます。なお、現在は収入間伐や国、県等の補助金の範囲内でのみ事業を行っております、新たな借入金は発生しないようにしております。

次の3、学校安全推進費は、防災教育を初めとした学校安全の推進のための事業費でございます。このうち安全運転講習委託料は、県立高校において原動機付自転車の安全運転講習を高知県交通安全協会に委託して行うものでございます。実践的防災教育推進事業委託料は、県内12校の拠点校において緊急地震速報を活用した避難訓練の実施や高知県安全教育プログラムに基づく実践的な防災教育に取り組むもので、そのための市町村への委託料でございます。防災キャンプ推進事業委託料は、県内5地域において児童生徒が避難生活を体験的に学ぶ防災キャンプを地域と連携して実施するものでございまして、そのための市町村への委託料です。学校と地域とが連携して実施することで、災害時に助け合うことのできる地域のきずなづくりにもつながるものと考えております。通学路安全推進事業委託料は、来年度から新たに実施するものでございまして、交通安全教育のモデル事業を実施する2市町への委託料でございます。地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金は、子供の安全を守るために警察官OB等をスクールガードリーダーとして配置をしまして、学校の巡回指導や各校のスクールガードに対する指導等を行う市町村事業に対して補助を行うものでございます。

次のページの災害共済費等給付金は、学校の授業や部活動中、あるいは登下校中などの児童生徒のけが等に対し日本スポーツ振興センターから給付される医療費等の支出に係るものでございます。その下、事業費の主なものでございますが、県内3カ所で年間合計4回実施します防災教育研修会や、大学教授等の学校防災アドバイザーを県内の約100校に派遣をする等の防災教育に要する経費でございます。この学校防災アドバイザーは、専門的な観点から防災教育を実施をするとともに、避難場所、避難経路等について指導・助言を行います。また、震災時に備えまして県立学校の児童生徒、教職員の水、食料、毛布等の備蓄に係る経費や県立学校の児童生徒の学校の管理下での事故、災害に対応するため、

災害共済に県が加入する経費といったものを含んでございます。次の文教施設等災害復旧事業費は、県立学校施設が台風などの災害を受けた場合に備えまして、復旧に要する経費としてあらかじめ一定額を予算計上しようとするものでございます。

当課の平成26年度当初予算総額は、55億8,694万9,000円、前年度に比べまして25億4,547万円の増となっておりますが、これは平成27年度末までに県立学校の耐震化を完了させるために耐震工事の予算額が大幅に増加となったためでございます。

続きまして、平成25年度2月補正予算の御説明をいたします。

お手元の資料No.4の議案説明書、補正予算の297ページをおあけください。

説明欄をごらんください。施設整備費の設計調査等委託料と施設整備工事請負費の増額でございますが、これは国の経済対策予算の関係で26年度当初予算に計上する予定でありました耐震補強等工事等の一部を前倒ししたことによるものでございます。このうち、事業費の減額は、県立安芸高校の南校舎の改築に当たり整備したプレハブ校舎の入札残を減額するものでございます。

次の公立小中学校耐震化促進事業補助金の減額は、9,098万1,000円でございますが、市町村が実施します小中学校の耐震補強工事の入札減などによる事業費の減に対応したものでございます。次の実践的防災教育推進事業委託料と、次のページの防災キャンプ推進事業委託料は、当初予定より市町村への委託額が下回ったことによる減額でございます。

なお、歳入については説明を省略いたしますが、これら歳出の増減額に伴う歳入額の増額と減額でございます。

最後に、繰越明許費について御説明をいたします。299ページをおあけください。

公立学校耐震化促進事業費は、市町村が実施します耐震工事等に対する補助金でございますが、市町村の工事がおくれたために繰り越しをお願いするものでございます。

文教施設等災害復旧事業費は、昨年10月上旬の大雨によりまして、崩落をしました須崎工業高校のグラウンドの西側の山の改修工事がおくれましたために繰り越しをお願いするものでございます。

次の施設整備費維持修繕費は、12月議会で承認をいただきました繰越事業以外に平成25年度中に耐震補強工事等が完了しなかった事業を追加して繰り越しをお願いするものでございます。

学校安全対策課の説明は以上でございますが、お手元に防災教育副読本、カラー刷りの冊子を2種類お配りをしてしておりますが、これは本年度の事業でございますが、この2月に中学生用と小学生用の副読本を作成をいたしまして、中学生用は1年生から3年生まで県内全ての生徒に配付をしてございます。また、小学生用は中高学年用ということで、3年生以上の全ての児童に配付をしておりまして、学校での防災教育の副読本として、あるいは家庭へ持ち帰って家族を巻き込んだ防災の学習、そういったものにも活用していただき

たいというふうに考えてございます。

御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

◎梶原委員長 それでは、質疑を行います。

◎岡本委員 公立小中学校の耐震補強についてお聞きします。

91.3%になったという報告と、市町村からの要望には全て応えてきたという報告があったところですが、問題のある市町村というのがありますか。要望には全部応えてるというのにもかかわらず、まだ91%だと。

◎沢近学校安全対策課長 全国として27年度を目標として耐震化に取り組んでおりまして、県立学校も完了する見込みであります。完了しない自治体が5つございます。高知市、室戸市、須崎市、宿毛市、土佐清水市であります。それぞれ高知市は30年度に完了、それ以外は29年度、28年度に完了ということで、高知市については学校数が大変多いがために、ここ3年は非常に加速化をしていただいておりますが、なお27年度末の段階で12棟ほどの耐震化が終わらない建物が残るということでございますが、ただ普通教室は全て27年度に終わることができるようになったとお聞きしております。残るは体育館ということになるかと思えます。それ以外の市につきましては、棟数も少ないわけですが、財政問題に加えて合併の協議等が絡んでおくれるというふうにも聞いております。

◎岡本委員 じゃあ、県としては積極的に補強も進むよということでの指導はされてるんでしょうか。

◎沢近学校安全対策課長 これは各市町村とも意見交換もしまして、指導といいますか、意見交換させていただいて、加速化についての働きかけをさせていただいてます。その結果として、かなり進みましたものの、一部がまだ残るところがあるという状況でございます。

◎岡本委員 自治体によって財政状況の問題があつて、十分進まないということもありましたけれども、それへの対応ですよね、余分に県のほうからつけ足すというようなことは考えられますか。

◎沢近学校安全対策課長 現時点で特に小中学校についてはかなり手厚い国の支援策がございます。加えて一部補助率が下がるものにつきましては、先ほど御説明しましたように、補助率が見合うように県としての継ぎ足しの補助を設けてございます。そういう意味では、各市の中の財政事情の中で、より学校の優先順位を上げてくださいますと、そういう観点からの働きかけを継続してやっております。

◎岡本委員 財政状況の悪いところで、例えば普通教室が進んでいないというようなところについては、きちっとリストアップして対応なされるつもりですか。

◎沢近学校安全対策課長 現段階では全ての、どの棟がいつになるかという予定も全て把握をさせていただいておりますので、その中でかなり個別の話し合いをさせていただいており

ます。

◎岡本委員 わかりました。子供の大切な命ですので、特に普通教室なんかは耐震補強が進まないことがないように努力していただきたいと思います。

◎坂本（茂）委員 公立学校への緊急地震速報装置の予算はどこで、事業費、事務費の中に。

◎沢近学校安全対策課長 説明が抜かっておりました。予算要求の段階で公立小学校、26年度中に全て緊急地震速報の整備をすべしということで、要求額を上げてはございましたが、その後の調査で高知市は既に年度末に入って整備をしまして、比較的残りの市町村数が少ないということと、それから県立学校をモデルにしまして、1校当たり30万円ぐらいかかると考えてございましたが、それよりもかなり安く整備ができる、あるいは学校そのものには緊急地震速報はついていないんだけど、隣に役場の庁舎があって、そのマイクを学校に向けて聞こえるようにしてる。各市町村でそれぞれの工夫をしていただいていることがわかりまして、最終予算案としては断念といいますか、要求から外してございますが、26年度中に予算は組んでおりませんが、整備をしていただくという方針は変わっておりませんので、予算はないわけではございますが、1校当たり10万円とか、あるいは工夫をすればもっと安い経費でできることが判明しましたので、整備そのものは働きかけをしていきたいというふうに思っております。

◎坂本（茂）委員 そしたら、これまでも議会のほうからずっと緊急地震速報を早期に設置ということをやってきましたけども、国がやるかもしれないというようなこともあって、様子を見たりとかして、もう今度は県でやろうと思うたら、市町村がほとんどやってたというふうな状況ということですか。

◎沢近学校安全対策課長 まだ3割のところは実際残っておりますけれども、予算措置をしていただいたり、かなり小規模な学校で少額で整備ができるということがわかりましたので、予算措置はいたしませんけれども、整備については強く働きかけていきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 ぜひそれだけ現状で整備されてるんであれば、やはりさっきのモデルケースも含めてですけども、それを活用した訓練をぜひ各学校で実施していただけたらというふうに思います。

それともう一つ、通学路安全推進事業委託料の内容をもう少し詳しくお話しいただきたいと思うんですけども。

◎沢近学校安全対策課長 自治体で2つと申しましたが、具体的には学校2つほど指定をしまして、モデル的な交通安全教育に取り組んでいただくということなんですが、内容としましては、それぞれまたこれから工夫をしていただきたいと思いますけれども、例えば、実際の交通事故の模擬的なデモンストレーションを見て、交通安全に対する認識を高

めていただいたり、あるいは校区内での交通安全マップのようなものを生徒みずからつくっていただいたり、そういったような形でみずからの危険を避けるにはどうしたらいいのか、みずからやるべきこと、あるいは周囲にお願いすべきこと、そういったものを生徒みずからが考えていただくというようなモデル事業に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

◎坂本（茂）委員 それと関連した形で、通学路安全推進事業費というのは、これはことしもついてるんですか。

◎沢近学校安全対策課長 通学路の安全対策そのものは、県予算としてはついておりませんで、道路管理者あるいは警察等に対策をお願いをしております。学校等においては、見守りであるとかいったようなソフト事業ですので、予算化そのものはされておられませんけれども、なお来年度、これも予算を裏づけにしたものではないんですが、できれば各市町村で推進団体のようなものをつくっていただき、これは既にできておることではございますが、各市町村において交通安全部門と教育委員会と道路管理者等が顔を合わせ一定のものをつくっていただけないかなということを、プランとしては持っています。予算化はしてございません。

◎坂本（茂）委員 私、いつも言ってるんですけども、安全運転講習委託料、予算化されていて、原付バイクも危険は危険ですけど、やっぱり原付バイクは免許も持って、それなりに自覚して通学してるんですけども、自転車通学というのは極めてやっぱり自動車と一緒にということの自覚がない中で通学してますんで、本会議で土居議員も質問をされましたけども、法改正があって以降も何ら変わってないというか、意識がですね。だから、例えば昨年12月に道路交通法が改正されたことなんかは学校で徹底されてるんでしょうか、生徒に対して。そういうことは確認されてますか。

◎沢近学校安全対策課長 学校での徹底状況についての確認はできてないんですけど、私どものほうからは各学校にはかなりいろんな方向で改正内容についての働きかけもいたしました。特に昨年6月からの県警との共同事業でトラフィックセーフティニュース、月に1回、中学、高校向けなんですけれども、防災教育の資料の配付もさせていただく中で、2度ほど道路法改正についても資料提供させていただいて、これは先生への資料提供ではなくて、生徒に見せてくださいという資料提供であります。

◎坂本（茂）委員 この2年ほどの間に中学生がお二人亡くなってる状況がありますし、本当に自転車の場合、マナーを守っていればというようなケースもあるかも、あの2件はそうでもないですけども、見ていてはらはらする場面にも遭遇しますので、ぜひ自転車利用の安全五則を含めてマナーの徹底をして、これもまさに防災と一緒に命を守る教育ということで、よろしく願いしておきたいと思えますし、先ほど言いました通学路安全推進事業委託料で、2市町村でモデル事業がされるということですけども、やっぱりそれを

どう県下に広げていくかということも含めて、それほど予算をつけなくてもやれることはあると思いますので、ぜひよろしく願いしておきたいと思います。

◎**沢近学校安全対策課長** 関係しまして、安全教育プログラムの震災編というのを昨年の3月につくったわけでございますけれども、残る安全分野の中に当然交通安全というのは重要な項目としてありまして、安全プログラムの交通安全編というのも作成をいたしまして、現在印刷中でございます。これは全ての教職員に今月中に配付をいたしまして、新たな項目もあれば、当然これまでも取り組んだこともありますけれども、教えるべきことの徹底、それからより高度化のためのテクニカルなものを示すつもりでございます。

◎**梶原委員長** よろしいですかね。

(な し)

◎**梶原委員長** 以上で質疑を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。

再開時刻は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 12時0分～13時10分)

◎**梶原委員長** それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで審議に入る前に委員の皆様をお願いをしたいことがあります。皆様御存じのように本日3月11日は東日本大震災から3年目に当たります。そこで、地震が発生をしました午後2時46分に震災により犠牲となられた全ての方々に哀悼の意を表すため、黙禱をささげたいと思います。時間になりましたら私のほうからお声をかけさせていただきますので、皆様の御協力をよろしく願いをいたします。

それでは、始めます。午前中の教職員・福利課のほうから追加の説明があるということでお願します。

◎**彼末教職員・福利課長** 教職員・福利課です。午前中の説明の際に委員長からお尋ねのございました教員免許の返納の件で、数字に誤りがありましたので、ここで訂正をさせていただきます。

まず、免許状が失効とか懲戒免職で取り上げられるとかいう場合に未返納である事例について、文科省のほうから平成15年4月1日以降ということで照会がございまして、その件数のお尋ねでございました。それで、未返納者は12名おります。ただ、その12名のうち、免許状を紛失したということで、紛失届を出してる、申出書を出してる者が7名おります。督促を半年に一遍ぐらいしておりますが、返納してない者が5名おります。申出書も出さずに督促に応じてない者が5名います。そのうち1名は出所後、いわゆる行方不明になっておるといふものでございます。残りの4名につきましては、文部科学省に4名で

報告をいたしました。12月に督促を定期的に行っている分で、1名返っております。残り3名のものについては、懲戒免職が2人、それから分限免職が1人ということでございます。このうち分限免職のものにつきましては、今最高裁で争っておるものでございます。

以上でございます。大変申しわけございませんでした。

◎梶原委員長 その4名の方が督促にも応じずということなんですが、今は先ほど御説明いただいた入力システムなんかでもう全て全国的にわかるようになってるんですかね。

◎彼末教職員・福利課長 免許失効、取り上げされますと、先ほど予算のところちょっと説明しました全国統一のシステムのほうに失効という入力をいたします。それとあわせて、全国の県教委に文書でもって、これはお互いですが、失効してるということを通知をしております。

◎梶原委員長 そしたら、昨年起こった失効した免許状で教員として勤務をしていた事例なんかは、今後はもう起きないということですかね。

◎彼末教職員・福利課長 ただ、他県ではいわゆるコピーを出させて、いわゆるコピーを切り張りして名前のところ変えたり、そういうことで悪用といたしまししょうか、免許を持ってないにもかかわらずという事例が生じております。本県のほうではまだそういう事例がございませんので、今後授与証明とか、手数料がかかりますけど、そういう部分も一定考えていかないといけないのではないかとということで検討を進めておるところでございます。

◎梶原委員長 わかりました。

〈幼保支援課〉

◎梶原委員長 それでは次に、幼保支援課の説明を求めます。

◎原幼保支援課長 幼保支援課です。よろしくお願いたします。

まず、平成26年度当初予算につきまして説明させていただきます。

資料No.2の議案説明書当初予算587ページをお願いいたします。

幼保支援課の平成26年度予算額は、40億8,600万円余りで、昨年度と比較しますと13億3,500万円余りの増額となっております。ハード整備が主な理由でございます。認定こども園へ移行するための施設整備費が約5億9,000万円の増、保育所の耐震化等が同じく5億9,000万円の増、保育所の高台移転が3億7,000万円の増などが主な増額の理由となっております。右端の説明欄で主な事業を説明させていただきます。

まず、1、幼保連携推進費の3つ目でございます。保幼小連携推進事業費補助金です。本年度高知市内8つの小学校区におきまして、小学校への入学前の保育所等におけるアプローチカリキュラムや入学後の小学校におけるスタートカリキュラムなどのモデルプランを策定しております。来年度はその実効性を検証するとともに、高知市以外におきましても、高知市のモデルプランをもとに地域の実態に応じたプランを策定する市町村を支援す

ることによりまして、県内の保育所や幼稚園と小学校の円滑な接続に向けた取り組みを促進してまいりたいと考えております。次に、一番下の子ども・子育て支援新制度電子システム構築等事業費補助金です。就学前の教育保育や地域の子ども・子育て支援などを総合的に推進するため、平成27年度からの施行が予定されています子ども・子育て支援新制度の円滑なスタートに向けまして、保育所、幼稚園、認定こども園などの施設情報の管理、施設へ支払う給付費の管理などを行うために必要となる電子システムの導入経費を実施主体となる市町村に対し助成するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2つ目です。保育士人材確保事業費補助金は、保育士の確保を図るため、潜在保育士の就職や再就職を支援するコーディネーターを高知県社会福祉協議会の福祉人材センターに配置し、求職者と雇用者のマッチングを行うとともに、再就職などを支援する研修を行うものです。昨年12月から本年1月にかけて高知県で保育士登録をしているけれども、保育士として勤務していない、いわゆる潜在保育士の方、約5,500人に対しましてアンケートを行いました。その結果、条件が合えば働く意思をお持ちの方が280名ほどいらっしゃいましたので、この方たちに対し福祉人材センターへの正式な登録をお願いするとともに、保育所などの求人情報をお伝えし、マッチングを行ってまいりたいと考えております。

次に、4、保育サービス促進事業費の保育対策等促進事業費補助金でございます。仕事と子育ての両立など多様化する保育ニーズに対応するため、市町村が実施する延長保育や病気の子供を保育するサービスなどに対し、国の補助制度を活用し、助成を行います。

次の589ページの保育サービス等推進総合補助金は、県単独の補助金でして、先ほどの国の制度を補完し、さらにきめ細かな保育サービスを行うものです。障害などを有する特別な配慮が必要な児童への対応として、加配の保育士を雇用する経費に対する助成などを行います。5つ下になりますが、保育所等緊急整備事業費補助金でございます。高知市及び南国市の12の市立保育所の耐震化を含む増改築などに対し助成を行うものです。次に、小規模保育等事業費補助金です。これは子ども・子育て支援新制度において、本県など子供の人口が減少する地域における保育基盤を維持するため、利用定員が6人から19人の比較的小規模な保育事業が市町村の認可事業として創設されることとなっております。この補助金は新制度のスタート時に小規模保育の認定を受けようとする事業所を支援するものでございまして、施設の改修等への助成を行ってまいります。次に、特別支援保育推進事業費補助金です。保育所への指導や関係機関との連絡調整などを行う特別支援保育コーディネーターを市町村に配置しようとするものです。目的は障害を有する子供に対し加配保育士だけではなく、保育所全体で組織的に対応していく体制の整備を図っていただくものです。保育所には特別な支援を要する子供に対する保育を総括する者を置いていただき、市町村に設置するコーディネーターと連携をとりながら、特別な支援を必要とする子

供が増加している状況に対応してまいりたいと考えております。

次の590ページをお願いいたします。

6、保育所・幼稚園等南海地震対策事業費の保育所・幼稚園耐震診断事業費補助金は、8施設に対し助成を行う計画で、これにより耐震診断実施率は87.1%となる見込みでございます。2つ目の保育所・幼稚園等安全確保対策事業費補助金は、窓ガラスの飛散防止対策や高台移転の検討に要する経費を補助するものでございます。窓ガラスの飛散防止は7園への助成を予定しており、これにより対策の実施率は91.4%となる見込みです。高台移転の検討につきましては、黒潮町と室戸市の2つの市町に対する助成を計画しております。次の保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金は、土佐清水市に加えまして、宿毛市と中土佐町の公立保育所の移転への補助を予定しております。宿毛市は小筑紫保育園が田ノ浦小学校の跡地へ、中土佐町は上ノ加江保育所が上ノ加江小学校のランチルームを改修し、そこへ移転する計画で、いずれも27年度当初からの開園予定と聞いております。地震対策につきましては、来年度も引き続き積極的に支援してまいります。

次に、7、親育ち支援推進事業費の子育て力向上支援事業費補助金は、保護者が保育所などで一日保育士を体験する事業でございます。この事業により自分の子供が通う保育所で保育士を一日体験した保護者からは、きょうの体験は得るものがあつた、また体験したいといったようなアンケート回答もいただいております。一方、一日保育士体験を実施した全ての保育所から、実施する前は不安であつたけれども、保護者と保育所の相互理解が図られてよかつたなどのアンケート回答もいただいております。引き続きこの事業を実施しまして、保護者の子育て力の向上、そして保育所等の保育、教育の質の向上を図ってまいりたいと考えています。事務費ですけれども、親育ち支援啓発事業として、幼保支援課の指導主事や3名の親育ち支援アドバイザーが保育所等に出向き、保護者に対し子供の発達には道筋があること、あるいは子育てで大切にしてほしいことなどについて話をを行い、良好な親子関係を築いていただく支援を行うとともに、保育所などの先生に対しましては、親育ち支援の必要性などの研修を行つてまいります。

次に、8の認定こども園推進事業費の一番下になります安心こども基金認定こども園整備事業費補助金です。認定こども園への移行を計画している幼稚園が保育所機能を追加するための施設整備に対し助成を行うものです。新制度の施行を控え、補助予定が8施設と多くなつております。

続きまして、補正予算について御説明をさせていただきます。

資料④の議案説明書、補正予算の301ページをお願いいたします。

補正額が4億5,700万円余りの減額でして、市町村などへの各種補助金の実績見込みに合わせての補正となっております。最も金額の大きなものが次のページの302ページになりますが、上から4つ目になります。保育所等緊急整備事業費補助金で約2億円の減額で

す。これは高知市内の保育所整備の入札が不調となったため、設計見直しのため、26年度に事業を延期したことによるものです。

続きまして、340ページをお願いいたします。

繰越明許費明細書でございます。保育サービス促進事業費の保育所等緊急整備費補助金におきまして、設計などのおくれによりまして高知市が実施します保育所4園の耐震工事の年度内の完了が困難となったことから、1億7,600万円余りの繰り越しをお願いするものでございます。

次に、条例改正議案について説明をさせていただきます。

資料⑥の議案説明書、条例その他の3ページをお願いいたします。

高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案です。当課に関係しますのは、手数料条例等の「等」の部分でございまして、名称は高知県児童福祉法関係手数料徴収条例となります。下から4行目の右のほう、保育士試験の全部の免除の申請に対する審査手数料を新たに徴収する規定を設けるものでございます。新旧対照表は125ページとなります。

子ども・子育て支援新制度では、学校かつ児童福祉施設としての単一の施設として認可されます幼・保連携型認定こども園、ここの施設において保育、教育に従事する職員が法律上、保育教諭ということになります。保育教諭には幼稚園教諭免許と保育士資格の両方が求められます。新制度施行後、5年間の経過措置が設けられますが、その後は両方の免許資格を有することが必須となることから、国では特例措置として幼稚園等で一定以上の実務経験を有する者について一定の単位の履修をもって試験を免除することとしました。この特例対象者につきましては、試験を行う側から見ますと、筆記試験、実技試験を行わず、実務経験があるという確認と、単位の履修を確認するだけの審査となりますことから、そのコストは通常の場合より低くなります。そのため、国では地方公共団体の手数料の標準に関する政令を一部改正し、既に定められている通常の保育士試験の実施に係る手数料1万2,700円とは別に、保育士試験の全部の免除の申請に対する審査に係る手数料2,400円を定めました。今回の改正は、新旧対照表の左側の第2条の4行目、保育士試験の全部の免除を受けようとするものは、1件につき2,400円を県に納付しなければならない、この条文を追加するものでございます。ほかにも新旧対照表の中に下線がございしますが、これはこれらの改正に伴う文言の整理となっております。

幼保支援課の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 耐震化についてお聞きしたいんですけども、87.1%ということで報告があったところですけども、これは要望に対しては県としては全部応えられているんですか。さっきの小中学校課は応えられるということでしたけれども。

◎原幼保支援課長 市町村から、あるいは市立の幼稚園から要望のあるものは、予算上は

全て対応しております。現在、残っておりますところは、園の統廃合を検討してるとか、あと耐震化の時期を調整中であるとか、そういったところがございます。ただ、耐震化も80%を超えまして、耐震化がまだの施設も少なくなってきましたので、残っている園につきましては、個別の状況をよく聞いて積極的に進めていきたいという働きかけをしてまいりたいと考えております。

◎岡本委員 財政的に問題があってできないとか、そういうことはないわけですね、市町村によって。

◎原幼保支援課長 市町村のほうではないと思いますが、私立の幼稚園などではそういった傾向もあろうかと思っておりますので、よくお話を聞いて対応を検討していきたいと思っております。

◎岡本委員 そのあたりはきちとつかんでます、私立で財政的に困難だという。

◎原幼保支援課長 アンケートをとったことがございまして、資金をどうやって確保するか検討中というようなこととお話をいただいております。

◎岡本委員 どれぐらいあるんですか、それは地域的には。

◎原幼保支援課長 幼稚園ですので、高知市内が多いということになっております。

◎西森（潮）委員 幼稚園と保育園の高台移転が求められる施設、それはどれぐらいあるんですか。

◎原幼保支援課長 幼稚園、保育所、全部で300ぐらいございますが、浸水区域内にある施設が122です。そのうち津波到達時間が短いとか、浸水の深さが深いとかいったところがございます。近くに避難場所があるないという条件でも違ってくると思っておりますので、122以上に絞った数字というのは今はっきり申せませんですけども、高台移転を希望してる市町村、園については支援をしてまいりたいと考えております。

◎西森（潮）委員 だから、その高台移転を希望してる場所はどれだけあるかということ。

◎原幼保支援課長 今回の26年度予算の3つ以外に今具体的に目に見えておりますのが、四万十市、それから中土佐町、黒潮町の3つでございます。あとの市町村においても、検討はされておりますが、移転の検討を行ってるというような状況で、具体的に移転場所の候補が決まってるというところまではいっておりません。

◎梶原委員長 いいですかね。

（な し）

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈小中学校課〉

◎梶原委員長 次に、小中学校課の説明を求めます。

◎永野参事兼小中学校課長 小中学校課の平成26年度の当初予算及び平成25年度の補正予

算について御説明をさせていただきます。

お手元の議案説明書、資料No.②当初予算説明資料の592ページをお開きいただきたいと思いをします。

中段でございます9款国庫支出金、6目教育費負担金でございますが、義務教育国庫負担金でございます、小中学校の教職員人件費に対する国庫負担金でございます。

次の3項委託金の10目教育費委託金は国の委託事業でございます、代替え教育施設派遣教員や国の指定を受けての調査研究事業などに係るものでございます。

一番下から次のページにかけてでございますが、12款の繰入金は高校生就学支援基金の繰り入れでございます。これは東北大震災で被災を受けました被災児童生徒就学援助事業費補助金を充当しております。現在対象者は小中学生合わせて32名となっております。

14款の諸収入につきましては、雇用保険の個人負担金などの小中学校収入でございます。

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

594ページをお願いいたします。

左の欄の一番下、小中学校費でございます。右側の説明欄をごらんいただきたいと思いをします。1、小学校教職員人件費、2、中学校教職員人件費は、小学校3,291人、中学校1,998人の教職員の給与費でございます。3、小学校教職員旅費、4、中学校教職員旅費は教職員の研修、また修学旅行の引率などに要する教職員旅費でございます。5、教育事務所費は内容については次のページになります。県内3つの教育事務所の管理運営費でございます、清掃等委託料や生活費である事務費などでございます。上から4つ目、実施設計委託料は耐震診断で補強が必要と診断された中部教育事務所の耐震補強工事の実施設計に係る委託料でございます。6、管理諸費は教職員の人事管理経費や校長、教頭の管理職研修、また専科非常勤講師を配置する経費などでございます。被災児童生徒就学援助事業費補助金は、東日本大震災等によりまして被災した就学困難となった児童生徒に対して必要な就学援助を行った市町村を支援する経費でございます。7、指導諸費は教科用図書採択について審議していただく委員報酬や小中学校の教育課程における教育活動を推進するために要する経費でございます。

続きまして、596ページをお願いいたします。

8、学力向上推進対策費は、子供たちの基礎学力の定着と学力の向上を図るための事業を計上しております。学力向上等調査研究事業委託料は、国から事業の委託を受けまして教育課程の特定のテーマについて指定校で研究するため、市町村に委託するもので、全額国費でございます。学習問題作成委託料は、本年度9月補正で債務負担をいただきました数学思考力問題集作成に係る委託料で、来年度下半期に活用する問題集成分を26年度予算案に盛り込んだものでございます。小中学校英語力指導改善研究事業委託料は、外国教

育の中核となります。拠点校を構築し、周辺校とも連携してリーダー教員を育成し、県内の外国語や外国語活動を担当する教員の指導力向上に取り組むものでございます。英語教育強化事業委託料は、県内数地域でございませけれども、それぞれの近隣の小・中・高等学校を通じた先進的な取り組みを行うことで、次期の学習指導要領の改訂を見据えた英語教育を進めていくものでございます。学力状況調査集計等委託料は、本県の学力課題であります小学校中学年からの学力の特化や、中1ギャップによる学力の低下に対応するために、小学校4年生、5年生と中学校1年生、2年生の全児童生徒を対象とした高知県独自の学力調査、いわゆる県版学力調査を実施することとし、その調査問題の作成や結果集計等の業務を委託するものでございます。学校図書館読書環境整備費補助金は、児童生徒の言語能力を高める上で特に重要となります。学校図書館活動の充実を図るため、学校図書館への支援員の配置やエアコン設置を行う市町村に対しまして、その経費を助成し、読書環境の整備を進めるものでございます。次の事務費でございませが、この中には各学校が中期的な視点で作成した学校経営計画に基づいた学力向上対策が効果的に実施されるよう指導・助言を行うための学力向上のための学校経営力向上支援事業や、小中学校の理科指導の中核となる教員を養成し、担当教員の授業力の向上を図る理科教育推進プロジェクト、また中山間の地域の教育振興のために小規模校や複式学級を有する小学校の授業改善や教員の指導力の向上などを図る中山間地域小規模複式教育研究指定事業などが含まれております。9、教職員資質向上対策費でございませ。これは義務教育におけます各教科の指導力向上のため、文部科学省などが行います中央研修などに派遣をし、教職員の資質向上を図る旅費のほか、26年度に国から研究指定を受けるための初任者研修の抜本的な改革に関する調査研究事業の調査研究費用を盛り込むものでございませ。

597ページをお願いいたします。

10、豊かな心を育む教育推進費は、子供たちの夢や志をかなえるもととなります。力を育てるとともに、自尊感情や規範意識などを育み豊かな人間性を培っていくためにキャリア教育や道徳教育を推進しようとするものでございませ。キャリア教育研究事業委託料は、25年度から県内3カ所のキャリア教育推進地域で進めます。研究組織の整備、また体験活動や郷土学習の充実、子供の主体的な学びをサポートするキャリアノートの開発などのキャリア教育の実践やその成果の普及を支援し、県民ぐるみのキャリア教育の推進体制の確立を目指すものでございませ。道徳教育地域連携事業委託料は4つの拠点地域におきまして学校間の連携、家庭、地域との連携、道徳的実践の指導強化した市町村ぐるみの道徳教育を推進するとともに、拠点地域での取り組みを県全体に普及するものでございませ。道徳教育用教材活用事業委託料は、国が新たに作成した道徳教育用教材、私たちの道徳と県で昨年末に作成しました家庭版道徳教育ハンドブック、家庭で取り組む高知の道徳を活用しました授業研究や道徳参観日などを実践する活用推進校の取り組み成果や活用事例を県内

に普及するものでございます。次の事務費は、道徳教育郷土資料「ふるさとの志」を活用した授業で役立つマグネットつきの挿絵などの教材や教具の作成、配付のための事業費、小中学校でキャリア教育や道徳教育推進を担当する教員の資質向上や取り組み充実に向けた検討をするそれぞれの連絡協議会の事業費などでございます。これら平成26年度の小中学校の予算は440億7,004万円、対前年比10億6,700万9,000円の減額となっております。この減額は主に人件費が占めております。

以上で小中学校課の平成26年度の当初予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成25年度の補正予算について御説明をさせていただきます。

資料No.は④でございます。補正予算説明の306ページをお開きいただきたいと思います。

右側にあります説明欄をごらんください。

1、管理諸費は減額項目と増額項目がございます。被災児童生徒就学援助事業補助金は、市町村からの申請額が見込みより少なくなったことでの減額をするものでございます。国庫支出金精算返納金は9月議会の総務委員会でも御報告をいたしましたとおり、義務教育費国庫負担金の算定におきまして育児休業代替教職員に正規の教職員を配置した場合の実数も誤って計上したことによりまして、過剰に交付を受けていたことで国庫支出金を返納するものでございます。

2、学力向上推進対策費は、高知県学力定着状況調査の集計等委託において、入札減により不用額が生じたことと、学校図書館の読書環境整備費補助金の申請額、主にエアコン設置でございますが、申請額が見込みより少なかったことによります減額によるものでございます。

以上で小中学校課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 学校図書館読書環境整備費の補助金ですけども、この間随分県教委のほうも力を入れられて、支援員の配置とかそういったことで御努力をされております。今も基金事業じゃなくなって、そういう意味では属人的にはスキルアップをしていってるといような状況にあるのでしょうか。

◎永野参事兼小中学校課長 御指摘のとおり、基金ではなくなりましたので、連続雇用も実態として可能になりますので、意欲の非常に高い方に連続して勤務についていただいているという実態がふえておりますので、そういう面では私たちも心強く思っております。

◎坂本（茂）委員 来年のこの補助金で配置する支援員で各市町村から要望のあつてるところに対してどれだけ配置できてる状況ですか。

◎永野参事兼小中学校課長 120名以上の雇用を捻出できますけれども、現場からのリク

エストは非常に多うございます。そういう面で、私どもが配置が可能な分以外のさらなるリクエストは市町村で頑張っつけていただいている。現に高知市なんかもプラスアルファをしてつけていただいていますので、かなりの人数が積み上がっていると思っています。市町村の分は今人数をはっきり押さえておりませんが、昨年の実績ではかなり上回って雇用していただいています。

◎米田委員 補正の306ページの学力向上推進対策費のこれは県版学力テストの残ですわね。もと予算は何ぼでしたか、学力状況調査集計等委託料。

◎永野参事兼小中学校課長 予算額は2,308万8,000円、実際に委託した額は1,702万4,000円でございます。見積もりでこれぐらい減額できたということになります。

◎米田委員 今回596ページの来年度の2,637万円ですよ、去年の実績から見てこんなにふえるんかね。

◎永野参事兼小中学校課長 実際の集計等も勘案してこういう計算になっております。それから、教科の数もふえておりますので、そういうところで見積もりをお願いするということになります。

◎米田委員 これ随契でやるのか、入札でやってるんですか。

◎永野参事兼小中学校課長 入札でございます。

◎米田委員 去年は幾つ参加したんですか。

◎永野参事兼小中学校課長 5社でございます。

◎米田委員 わかりました。それで、これ全国のはどこに出ちゅう。

◎永野参事兼小中学校課長 全国のほうは、ここには掲載されておりません。国が全部支出します。

◎米田委員 そしたら、この予算には直接反映されずに、いわゆる直轄でやるわけやね、ある意味。

◎永野参事兼小中学校課長 あくまでもこれは県版の調査の計上でございます。

◎米田委員 いろいろこれまでもずっと言い続けておりましたけど、結局テスト、テスト漬けになって、子供たちはもちろん、先生たちも追いまかれると、つい先日の地元新聞なんかも学校の先生がとにかく点数、結果を上げないかんということで、過去の問題集をやるという、そういう通常の健全な教育活動、授業に私たちは障害を持ち込んでるというふうに思うんですね。それはもう全国上位10まで入る、平均に入るとか、そこへ入ったら、また次はどうすらあと、やってもやっても切りのない、問題は一人一人の子供たちに行き届いた教育がどれほどあされるかというのが問題だと思うんですが、そういう一定期間やってきて、学校の先生やら現場やら、印象といいますかね、出た結果を見るという意味ではなくて、通常の教育活動にどういう影響を与えてるのかという視点からのそういう検証を、教育行政としてはやってないのか、やられるのかどうなんでしょうか。

◎永野参事兼小中学校課長 御指摘の点でございますけれども、私ども点数を一義的に追ってるのではなくて、何が変わったかと申しますと、教員の授業への向き合い方が全国学力調査が始まってからこれまで特に県版もこの2回やりましたけども、授業の方法、子供たちにどういうふうに伝えるか、子供たちにどういうふうにわかってもらえるかという、それが確実に変わったということは言えるのではないかと思います。

それから、テスト、テストというお話も現場の中に確かにございます。でも、それは私たちの使命として一つでも一人でも取りこぼしをしない、子供たちがきちんと自分たちの学びの中にその調査問題が生活の中にあるというぐらいの意識の中で学力を伸ばしていくと、そういう環境づくりを私たちはしてきたんだというふうに思っております。

◎米田委員 生活の中にテストがあるというて、それは組み込まれちゃうだけの話であって、現場の先生たちの意識も改革しながら努力されるということは僕は非常に大事なことで、ある意味それがきっかけになっちゃうかもしれないけど、これをびっしり繰り返すことは、かえって一人一人の子供たちに還元もし、こういうテストをやられても、しよったわけですからね、それをしかも今言うたように、とにかく点数そのものを上げようと思えば、記憶することと過去の問題を練習する以外にないですよ。だから、一部の見える学力、見えない学力があると思いますけど、事やれば絶対上がります、それは。しかし、それは将来の高校、大学への生きる力に、自分で考える力になっていってるのかというのは、僕はやっぱり非常に大きな問題もあるんで、それは再度そういうふうに評価されておられるのは現場にとってありがたいかもしれないけど、僕やったら生の声も聞きながらすべきではないかなというふうに思うんですけどね。

◎永野参事兼小中学校課長 私も現場を1年間通して随分回らせていただいています。ですから、教員自身が不安に思ってることも直接お聞きします。今のようなお声も聞いております。でも、私たちは知識、それから知識の量を定着させるためにやっているのではないという確固たる自信があります。学びというものをどういうふうに私たちは改善するかというところに一つのツールとして、この調査を活用させていただいてるということでございます。ですから、日常生活の中にテストがあるという表現もさせていただきましたけども、これらが普通の行いとして私たちが取り組めるような内容になっていければ、教員の負担感も少なくなるのではないかと思います。

それからもう一点は、一人一人の個業でやる授業というものを、学校全体の組織として、組織の運営の中で推進していくということをししないと、一人一人がしんどい思いばかりをしますので、学校全体でどういうふうに学力を伸ばすための組織的な運営をするかというところを私たちは注視をして改善をしようとしております。そういう中で3年間を見据えた中期計画、学校改善計画ということ、教育計画を打ち立てて、校長みずからが無駄な仕事を省き、教員にも成就感を持てるような職場環境をつくっていただくというこ

とも目指しておりますので、そういうところから私たちが応援をしていきたいというふうに思っております。

◎桑名委員 米田委員のおっしゃることも、テスト、テストというんですけど、こういった議論になるというのは、やっぱりなぜ人は学ぶのかっていうことを、子供も教師も保護者も共通の認識を持ってないところに、テスト漬けが大変だというふうになってくると思うんですよね。でも、テストっていうのは、教育とか勉強という大きなものの中の一部であって、これをどんどんやることも勉強の一つだと思うんで、私はなぜテストをしなくちゃいけないのか、そこで何を学ぶのかということをしっかり子供とか保護者に伝えたら、テストが大変だなということには私はならないと思うんですが、子供においても、段階において、自分なんか先生なんか小学校のときなんかでも、何で勉強するんですかと言ったときに、いっぱい引き出し持ってたらね、自分が何かやりたいといったときに選択肢が広がるから、どんなことでも学んでたほうがいいと、子供のときに。中学生になって言われたのが、数学ってこんな実社会で役に立つんですかねと言ったら、いや、数学っていうのは論理的に物を考えるために必要なことなんだよって言われ、もうちょっと高校生ぐらいになると、勉強って何ですかって聞いたら、それは真理の探究だなんて言われたら、まあそれでも勉強しなかったんですけども、そんな言葉っていうのはずっと今思ったらふっと残ってるんですけども、そういうことを教師の人たちがやっぱり何でテストしなくちゃいけないんだってのは、それは点数上げるためじゃなくて、皆さんがどこまでやってるかというのを確認するためだし、わからないところをまた勉強したらいいということを手をやってたら、子供たちも先生も苦にならないというふうに思うんですけども。だから、この道德のあれ読ませてもらうと、これすばらしいなと思ったんですけど、そういうなぜ学ばなくちゃいけないのかっていうことなんかを、こういった道德の中とか、また日ごろの教育、授業の中で先生というのは言っていけばいいんじゃないかなと思いますけど、私の一つの考えで、どうですかね。

◎永野参事兼小中学校課長 それにコメントする力はありませんけれども、私たちが今どうして学力調査を契機にこういうふうになってきたかというのは、やはりそれは今委員がおっしゃっていただいたように、なぜ私たちは学んでいかなければならないかをしっかり教員も子供も双方に考えて、お互いの力をぶつけ合って伸びていく。子供だけが伸びるんでなくて、教員の力も伸ばさなくては相互に伸びませんので、そこを私たちは主眼といたしますか、狙ってやらしていただいています。ですから、単に、子供たちをテストで追い込むということじゃなくて、私たち自身がどういうふうに学ばせていってるかも、点検もしていきたいし、私たちの仕事のありようそのものも見詰めて直していくという側面もありますので、この営みはやはり続けさせていただきたいというふうに思っています。本会議で教育長がくしくも愛媛県のお話をなさいましたけども、普通にほとんどの県はこなしてい

るわけですね。じゃあ、なぜ私たちはそれを重荷に思うのかと、それは今まで私たちは負荷がかかっていなかったのではないか、あるいはもう少し自分の目の前の子供の学びをワンランク上げるということに心、配れていなかったのではないか、そういうところを私は今真に問いかけて県版も始めさせていただいています。ですから、今苦しいです。現場も非常に苦しいと思ってます。2つの調査をやりながら検証して、自分の授業を変えていくわけですから、非常に緻密なことを初めて経験しておりますので、やはりそれだけでも乗り越えて次の子供たちをきちっと育てていくということをしていきたいと思えます。

それから、道德のお話もしていただきましたけども、道德もそうですし、今3地域で進めておりますキャリア教育というのは、まさになぜ学ぶのかというところを、地域挙げてやっていただいていますので、そういうものをもっともっと広げていきたいというように思っております。

◎西森（潮）委員 社会グローバル化ということは、当然求められることで、国もそういう方向になってますよね、小学校でも。ところが、高知の小中学校の先生の英語力というのは、ちょっと全国の目標値に達していないということが言われてるんですけど、その要因と、それから改善策はどういうふうに対応しようとしているのか。

◎永野参事兼小中学校課長 御指摘の点も、非常に私たち当初から課題意識を持っております。学力調査が始まる前のいわゆる到達把握調査においても、中学生の英語力というのが非常に全国的にも厳しい位置どりであります。そういうことから、三、四年前から、中学校におきましては基盤となる英語の授業のやり方といいますか、それを変えていくためのリーダー養成、それから数年前からはパイロット校というものも実践をさせていただいております。そういうところから、それらのパイロット校をまた中核校に引き上げて、拠点校に引き上げて教員養成をしていくという側面と、子供たちには少し全国学力調査で成功体験のありますさまざまなツールがありますので、英語に関するツールも用意させていただいて、授業で活用してもらおうとかということも始めております。また、県立高校のグローバルの目標もございまして、そういったことで中学生の英語力を耕すために、例えば西高校の先生を中学校へ派遣してもらって連携をする授業もこれから打ち立てていくというふうに3段階構えといいますか、小・中・高で連携をしっかりと英語力も耕していくということをしていきたいと思えますが、恐らく次の教育課程は小学校の英語科ということが入っておりますので、小学校のいわゆる英語を教える専門的な教員の養成というのが急務でございまして、ここのあたりは少しお時間をいただいて、しっかり計画を立てたいというふうに思っております。

◎西森（潮）委員 我々が外国へ行っても、途上国に限って英語とかそういう語学力ちゅうのは子供でもすぐれてますよね。それはやっぱり自分の生きていく手段で、どうしても語学というのは大事だというのが身につけてるんです。ところが、日本のように豊かな国

は、日本はしかも島国ですから、横の交流なんかも比較的少なかったけども、これからはやっぱり国際化がどんどん進んでいくことになる。文法とか難しいことは別にして、専門家は勉強したらいいけど、コミュニティー手段として最低の英語というのは、人間として必要であると思うんで、ぜひその強化できる取り組みをしてほしいと思います。

◎梶原委員長 先ほど桑名委員が可能性という話をされましたけども、これも本当に有名な話で御存じやとは思いますが、とある生徒が学校の先生に数学とか理科とか、そういったことをなぜ勉強するのですかと、大人になって役に立つんですかということをお聞きしたときに、とある先生がそんなことを聞いていると、将来数学も理科も要らない職業につくだけだよと、答えられたという話があるように、本当に学力向上の大きな目的は、子供たち一人一人の将来の可能性を広げてあげることだと思いますんで、先ほど課長がおっしゃられましたように、学ぶ意味というのを本当に学校の先生も子供も、そしてまた今言われたように地域も皆さんで考えるような取り組みをまた本当に今後ともよろしく願いをいたします。

以上で質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎梶原委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎藤中高等学校課長 高等学校課でございます。まず、平成26年度当初予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料番号②議案説明書、当初予算の598ページをお開きください。

項目が多うございますので、主要項目を中心に御説明をさせていただければと思っております。

まず、歳入でございますが、当課の歳入の主なものは、平成26年度4月から始まります高等学校等就学支援金制度によりまして新入生の世帯の所得が一定の基準額以上のものから徴収します県立高等学校の授業料、あるいは受講料の歳入でございます。また、県立中学校、高等学校を受験する際に徴収します入学手数料、あるいは県立高校に入学時に徴収します入学料といったものでございます。

次に、599ページに移りまして、また平成26年4月からは公立高等学校の授業料無償制度が終了し、新しく高等学校等就学支援金制度に一本化されますが、施行日前から引き続き高等学校等に在籍する者、いわゆる新しく2年生、あるいは3年生になる、そういった在校生につきましては、経過措置によりまして従前の無償制度が引き継がれますので、599ページの説明欄で公立高等学校授業料不徴収負担金がここに載せてございます。新しい高等学校等就学支援金制度につきましては、高等学校の授業料の支援として一定の基準額未満の世帯に就学支援金を国から支給するもので、高等学校等就学支援金交付金として計上し、またこの就学支援以外に低所得者への支援として、奨学のための給付金などを県

が支給する場合に、国が補助することとしての額を高等学校等就学支援事業費補助金として計上しているところがございます。

次に、このページの中ほどにあります10款財産収入のうちの、3、生産物売払収入でございますが、これは農業高校等の実習におきまして生産加工したものや高知海洋高校の土佐海援丸の水産実習時に漁獲されます漁獲物の売払収入でございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。次の601ページをお開きください。

当課の平成26年度の一般会計歳出予算総額は、13款教育費のところの184億4,852万8,000円、対前年度比6億655万7,000円の増、前年度比でいけば103.34%となっております。平成26年度の新入生から一定の基準額未満の所得の世帯等を対象にし、その授業料相当額の就学支援金や授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金を支給するために必要な経費として6億2,598万円を計上しているところがございます。この部分が前年度から大きくふえている主な要因でございます。

それでは、説明欄をごらんください。2、情報教育推進費は、県立学校の授業用パソコンの整備費及び県立学校で使用しています教職員の使用するパソコンリース等に要する経費でございます。

続きまして、602ページのほうをお開きください。

2、高等学校費でございますが、説明欄の中の1、高等学校教職員人件費は、高等学校における教職員1,893人の給料、職員手当、共済費でございます。5、管理指導諸費でございますが、人事関係業務や校長会等の開催経費、県立中学校・高等学校の教育活動を推進するための支援、指導に要する経費でございます。

続きまして、603ページでございますが、この高校教育推進費のところ、高等学校では全ての高等学校においてキャリア教育という視点で生徒一人一人の進路実現を支援し、学習意欲を向上させるさまざまな取り組みを行うこととしており、各学校の学びの機能を高め、それぞれの学校の特色化や魅力化につなげるために、ここにおいて生徒パワーアップ事業、あるいは学校パワーアップ事業、そして21ハイスクールプラン事業といったものを入れております。また、この後、御説明をさせていただきますが、17の高校再編推進費のところでは、高校生の志を応援する事業ということで、特に学力向上の部分についての支援策を実施する予定にしております。また、生徒の意欲を高める応援プラン事業というのを、今回さらに新しく事業として起こしております。これは高等学校において喫緊の課題として、本県の高い中退率及び社会性の不足といった、そういったことに対して生徒の高校生活における意欲を高め、中途退学者の防止に努めるとともに、在学中に社会で通用するマナーや勤労観といったものをしっかりと身につけさせ、卒業後1年目の離職率の改善を図るなど、高知県の将来を担うよき人材の育成を図るものとして事業化をしていると

ころでございます。次に、進学学力向上対策費補助金でございます。これは県立高校の大学進学対策として、大学受験対策の教員研修であるとか、あるいは年間を通じた大学進学講座を開催する高知県進学協議会に対して補助を行うものでございます。

続きまして、604ページでございます。

9、就職支援対策事業費でございますが、25年度に引き続きまして就職アドバイザーを県内に9名、大阪、名古屋にそれぞれ1名を配置して求人開拓、そして定着指導といったものについて生徒への支援を続けて行いたいと考えております。

10、県立中学校等の運営費でございますが、ここから次の605ページの15の定時制高等学校運営費までの経費につきましては、県立中学校3校、全日制高校33校、本校31校、分校2校でございますが、及び定時制12校の学校運営、産業教育施設の整備、農林水産実習に要する経費、水産実習船土佐海援丸の運営に関する経費でございます。

次に、606ページでございます。

16、定時制通信制教育振興費でございます。勤労青少年の高等学校への就学を促進し、教育の機会均等を図るため、定時制、通信制の課程に在学する生徒に対しまして、教科書あるいは学習書の給付、修学奨励資金の貸与を行うものでございます。

続きまして、基礎学力把握検査等委託料でございます。これは本年度実施しております学校パワーアップ事業の中の学力の定着状況を把握し、個々の生徒への指導や教員の指導力アップに生かすために県立高等学校におきまして、来年度1、2年生全員及び3年生を対象に基礎学力把握検査の分析を専門業者に委託するものを入れたものでございます。また、通学支援奨学金貸付金につきましては、県立高校の統廃合により生じる通学費の経済負担を軽減するための激変緩和措置として奨学金を貸与するものでございます。

続きまして、特別会計について御説明をさせていただきます。

同じ資料の818ページをお開きください。

この高等学校等奨学金貸付事業につきましては、高等学校等への進学を経済的な理由で断念することのないよう奨学金を貸与するものでございます。

まず、歳入でございますが、貸付金元金収入は、貸付金の返還金でございます。

雑入につきましては、日本学生支援機構からの交付金などでございます。

次のページに移りまして、歳出でございますが、平成26年度の貸与見込み者数は新規580名、前年度からの継続が806名、計1,386名を予定しているところでございます。

以上で高等学校課の平成26年度当初予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成25年度補正予算について御説明をさせていただきます。

資料No.④議案説明書、補正予算307ページをお開きください。

歳入でございますが、10、教育費委託金は、国の研究指定事業の決定額が当初見込みを下回ったことによる減額でございます。

その下にあります財産収入の3、生産物売払収入につきましては、海洋高校実習船土佐海援丸の第1航海目の漁獲量が少なかったために行う減額でございます。

次の12、繰入金のうち、18、高校生修学支援基金繰り入れ、これにつきましては国の平成25年度の補正予算、経済対策分でございますが、県に追加交付があったことに伴い高等学校等奨学金貸付事業への繰り入れを増額しようとするものでございます。

次に、歳出について御説明をさせていただきます。

308ページでございます。

高等学校費の減額理由は、旅費や役務費等が見込みを下回ったことや委託料におきまして指名競争入札により予算を下回る額で落札したことによるものでございます。また、水産指導実習船運営費につきましては、定期検査に係る修繕費や燃料費を減額するものでございます。

次の309ページの高校再編推進費につきましては、県立高校通学支援奨学金貸付金の貸与者数が当初見込みを下回ったための減額とするものでございます。

続きまして、特別会計について御説明させていただきます。

394ページでございます。

高等学校等奨学金貸付事業は、奨学金貸与数が当初の見込みを下回りましたために不用となりました貸付金及び市町村への貸付事務費交付金を減額するものでございます。結果として、当初の特別会計歳出予算総額4億6,411万7,000円が7,339万円の減額となり、3億9,072万7,000円となっております。

高等学校課の当初予算及び補正予算に関する説明は以上でございます。

続きまして、条例議案について御説明をさせていただきます。

資料番号⑥議案説明書の条例その他の15ページをお開きください。

まず、1つ目の条例議案でございますが、この条例は15ページにも書いてございますように、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する国の法律の一部改正によりまして、公立高等学校に係る授業料の徴収制度が廃止され、公立高等学校の生徒に対しても、高等学校等就学支援金の支給対象となることに伴い、県立高等学校の授業料及び受講料の徴収に係る規定について必要な改正をするものでございます。

次の16ページでございます。

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例議案でございます。この条例は高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例に基づき、県教育委員会の権限に属する事務のうち、奨学金の貸与申請書の受理及び貸与内定通知書等の交付の事務を大月町が処理することとしていたものを廃止するというものでございます。

それでは、平成26年2月高知県議会定例会の総務委員会資料、議案説明資料の青いインデックス、教育委員会の高等学校課をあけていただけたらと思います。赤のラベルの高等

学校課の1ページをお開きください。

まず、高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案のうち、高等学校課の分について御説明をさせていただきます。

次の2ページに少し公立学校授業料無償制高等学校等就学支援金制度見直しということで示させていただいております。

現行の公立高等学校の授業料無償化制度及び私立高等学校に係る就学支援金の支給につきましては、平成22年度の制度創設以来、家庭の経済状況にかかわらず、全ての意思のある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるために、一定の成果があったものと評価しております。しかしながら、平成22年度から始まった授業料不徴収制度は、資料の中ほどにありますように、無償化されてもなお不徴収となる前から授業料が全額免除にされていた低所得者には恩恵がなかったこと、あるいは低所得世帯や私立学校に通う生徒の世帯では、依然として教育費の負担が大きいなどの課題が残っております。こうしたことを踏まえまして、これらの課題解決のため、国は法律を改正して公立、私立を問わず、国が支給する高等学校等就学支援金制度に一本化し、所得制限を設け、これにより捻出された財源を使って低所得者への手厚い支援を行うとともに、公私間格差の縮小や特別支援学校の生徒への就学奨励費の拡充などを行う実質的な教育の機会均等を図るための制度の見直しを行いました。このため、不徴収としている県立の高等学校の授業料について、授業料を徴収するための条例改正の議案でございます。

それでは、もう一度1ページにお戻りください。

条例の主な改正点としましては、2に上げてありますように、2点ございまして、1点は高等学校の授業料の支援として基準額未満の世帯のみに就学支援金が支給されるため、現在は全員全ての生徒に対して徴収しないということとしている県立高等学校の授業料を徴収することに改めるものでございます。

2点目は、授業料の納期限の変更でございます。就学支援金は学校設置者である県が生徒にかわって代理受領し、授業料納付に充てることが法律で認められております。しかしながら、就学支援金の受給資格認定での一連の業務には一定の時間を要し、現行の納期限までには認定作業が終了できないため、就学支援金の受給対象となる場合においても、一旦は授業料を納付する必要性が生じてまいります。そのため、実質的な授業料負担する必要がないように授業料納期限を変更するものでございます。

その他、条例の内容につきまして文言の整理を行ってところでございます。

また、条例議案の附則で経過措置を設けておりますが、この部分については歳入のところで御説明をさせていただきましたが、法律の施行の日前から引き続き高等学校に在籍する新2年、3年生につきましては不徴収が継続されることから、経過措置を設けるものでございます。

また、留年生や高校既卒者、あるいは併修生につきましては、法律では就学支援金の支給対象とはなっておりませんが、県独自に就学支援金を支給することとして、必要な経費を平成26年度当初予算に計上しているところでございます。

続きまして、もう一つの条例議案でございます。資料の3ページのほうをお開きください。

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例議案でございます。

県立高校の統廃合に伴って、地元の高校がなくなって、通学費用が払えずに高校への進学を諦める生徒を生じさせないためということで、通学支援のための奨学金制度を創設し、現在までに9名の方々が御利用いただいております。支援の対象としましては、激変緩和措置として該当校が募集停止となる年度から3年間の間に他の県立高校に入学したものととなっております。

これまでは、次の4ページのほうに少しこれまでの通学支援奨学金の現状をお示しさせていただいておりますが、大栃高校、仁淀高校、宿毛高校大月分校の3校が対象になっております。これまで大栃高校については平成20年度募集停止によりまして、香美市に平成19年度から21年度までの3年間、また仁淀高校につきましては、平成21年度に募集停止となっております。仁淀川町に平成20年度から22年度の3年間通学支援奨学金の予約募集等の業務をお願いしているところでございますが、既に終了しております。そして、今回大月分校が平成24年度募集停止によりまして、大月町に平成23年度から25年度までの3年間、通学支援奨学金の予約募集に関する業務を行っていただきましたが、本年度で終了いたしました。したがって、事務処理の特例に関する規定における大月町への事務の委任が終了しましたので、新たに委任する市町村は現在のところないということから、この規定を削除するというものでございます。

以上で高等学校課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

◎梶原委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 高校再編推進費の中で、国際バカロレア認定校の関係の説明が触れられなかったんで、詳しく触れていただけますか。

◎藤中高等学校課長 まず、当初予算におきましては、高知西高等学校でグローバル教育をやっていると、国がスーパーグローバルハイスクールという事業を打ち立てておりますので、それに向けて申請を行い、そしてそれに基づく予算を一つ上げております。さらに、県としましてはその先、グローバル教育を推進していくための一つの手法として、国際バカロレアのコースも置いていきたいと、バカロレアの部分においては、新しいシステムでございますので、そのための教員派遣、それからスーパーグローバルハイスクールの中でグローバル教育を行うということはどういうことなのか、そしてその中にリーダーとして引っ張っていくための一つの手法として国際バカロレアを受けて、そしてその資格

を取っていくという部分についてのまず前段階としては、グローバル人材の育成というところを大きく来年度は打ち出していきたいということで、高知西高等学校で、そういったスーパーグローバルハイスクールの国の事業も活用しながら、グローバル教育というものの人材育成のためにどういったカリキュラムができるのか、そういったカリキュラム開発と、人材育成ということで教員の派遣、それから学校の中でのカリキュラムの開発、そういったものをまずはやっていきたいということで予算には組んでおります。

◎坂本（茂）委員 総額は幾らで、内訳はどうなっているのか。

◎藤中高等学校課長 スーパーグローバルハイスクールについては、国のほうが1校当たり1,600万円範囲内で申請をということで、その額と、それとともに県としてもその志を応援する事業というところで、特に学力向上という部分を支援するための予算を大きくその中で組んでるところでございます。

◎坂本（茂）委員 金額は、310万円ですか。

◎藤中高等学校課長 バカロレアの認定の研究としては310万円です。バカロレアというのは、国際バカロレア協会において認定をされて、そのシステムを用いて学校が行っていくわけですが、そのためにはどういったシステムで、そして教員がどういった役割をするのか、そういったものについてのまだ研修を行う必要がありますので、そのワークショップ、それから先進校の視察、そういったものを行うための予算として310万円を入れているところでございます。

◎坂本（茂）委員 そしたら、トータルでさっき言われた国のほうには1,600万円の範囲内で申請されてるということなんですが、バカロレア認定の研究も含めて、いずれこれにつながっていく予算というのはトータルで幾らなんですか。

◎藤中高等学校課長 まず、国の指定のスーパーグローバルハイスクールについては、26年度は1,600万円になっていますが、その先の部分についてはまだ決まっておきませんので、その事業認定を受けた場合については26年度は1,600万円、それから5年間認定を受けることとなりますので、その間については国の支援事業が入ってくると、それから国際バカロレア認定に向けてのこういったワークショップというのは、常に行っていかなければなりませんので、その5年間ずっとこういった予算は続けていきたいというふうに考えています。

それから、教員の派遣といったような形で、教員の指導力、それから指導力を向上させることを別途また行っていくという形での支援を行っていきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 申請はするけれども、認定を受けれるかどうかというのは、新年度になってみないとわからないということでしょうか。

◎藤中高等学校課長 現状ではまだ結果が出てきておりませんので、仮に指定が受けられなかったと、そういったこともございますので、その場合についても高等学校課の予算をも

う一度見直しながら、とにかくグローバル人材育成というのは喫緊の課題でございますので、来年度の予算の中において、そこに見合う形で検討していきたいというふうに思っております。

とにかく26年度においては、今御説明した内容を何としても高等学校課としては、国の事業が活用できる活用できないにかかわらず、できるだけその方向に向けて行っていきたいというふうには考えております。

◎坂本（茂）委員 その喫緊の課題というのは、国がいわば全国で200校つくっていきこうということがあって、そのいわゆる第三の矢の中の、成長戦略の中にあるグローバル人材の育成の中で、この国際バカロレアの関係は出てますよね。そういうがで、いわば国の方針の中で結論が決まってる、タイムリミットのこともということなんですか。

◎藤中高等学校課長 喫緊の課題という言い方をしましたけれども、グローバル人材はどういった人材かということ突き詰めていきますと、やはり高知県で今私どもがやっているキャリア教育の視点と非常に一致するものがございます。今特に高等学校としてはキャリア教育をしっかりとやって、社会に3年後に出していくということが一番大きな課題になっております。そのキャリア教育というものの視点と、そしてグローバル人材というものの自己解決能力であるとか、それからコミュニケーション能力、そういったものが全て一致する部分でございますので、そういった意味で私どもが今やっているキャリア教育というものを進めるという手法としてグローバル人材の育成も一致するものですので、そういった意味で今からでもしっかりとやっていかなければならないというふうに考えてます。ただ、その先、その中の一つのツールとして、そのグローバル人材を引っ張っていく部分として、国際バカロレアというシステムを使って、そういったものを学んだ子供たちを育成していきたいという、そういう手順、基本はやはりグローバル人材の育成、それを育てていく一つの手法として、バカロレアという手法を使っていきたいという考え方でおります。

◎坂本（茂）委員 また後で報告事項になってくると思うんですけども、今回の高校再編の中で一つの南の再編については、一つの要因としてこれがあるわけですね、グローバル人材あって、西高でバカロレア認定校をとっていくということがあるわけで、一方で高校再編の議論をこれからしていこうと、丁寧にしていこうという一方で、じゃあ西高はもうバカロレア認定に向けてスタートしていくんだという、こういう予算が一方でついてることについて、非常に懸念を抱く県民の方もおるわけですけども、その辺についてはどういうふうな。

◎藤中高等学校課長 まず、再編振興計画のたたき台については、今現在しっかり議論してるところです。ただ、グローバル人材を育成するという部分につきましては、県の高等学校の振興という意味でやっていかなければならないことだと、そのために26年度につい

てはスーパーグローバルハイスクールの予算といったものも、国の予算も上げながらやっていきたい。その中において、グローバル人材を育成するという流れの中においては、国際バカロレアというものも一つの手法でございますので、ここで国際バカロレアの認定の研究ということで、まずどういったものが課題なのか研究をしていきたいということでございます。そういった研究を踏まえながら、本当にそのところが進んでいけるものかどうかしっかりとやっていく。ただ、グローバル人材というものは、今すぐからでもまず手を出していくべきものだということで、再編振興計画の検討とは別の部分でグローバル人材をまず進めていきたいということでございます。

◎坂本（茂）委員 国が採択するかどうかは、申請して審査を受けてということになると思うんですけども、全国的に例えばどれだけの県が手を挙げて26年度の予算の中で、補助金の認定を受けていこうとしているのか、そういう状況はわかりますか。

◎藤中高等学校課長 現在、私どもが入手している部分では、約250校の学校がエントリーをしてると、ほんで最終的に26年度は50校が認定されるというふうに聞いております。各県とも事情が違いますので、高知県のように1校しか出てないところもあれば、非常にたくさんの学校が出てるところもあります。具体的に少し例を出せば、徳島県では1校、香川県では1校、それから愛媛県では2校といった形で、私立高校も公立高校も合わせてでございますけれども、そういった形で県によって申請をする学校数というのはばらばらではございますが、トータル約250校というふうに聞いております。

◎坂本（茂）委員 50校が認定されたとして、また来年も申請してというふうなことになるって、トータルで200校認定されるということじゃないですね。これ予算の枠としての50校分だけであって。

◎藤中高等学校課長 26年度については、新年度ということで5年間の指定ということで、50校ということで、当初国は秋口には100校という形でお示ししていただいていたんですが、結果的に最終的な募集としては50校という形になっております。27年度以降、新たにまたどういった形で募集するかということは、まだ国のほうでは明確にはお示しをしていただいております。ただ、今回の26年度に認定された学校は、50校は5年間という形で認定されるというふうに聞いております。

追加でございますが、坂本委員の言われる200校というのは、国際バカロレアの認定をまた国としては5年間で200校にしていきたいということであつてつくられてるということでございます。スーパーグローバルハイスクールはあくまで国際バカロレアとは違う申請の形になっておりますので。

◎坂本（茂）委員 いずれにしても、じゃあ国が予算の申請を認めなくても、県独自でもやっていくというふうなことになってるわけですね。これ全部一財で予算計上しちゃうと。

◎藤中高等学校課長 現在、当初予算は国の指定を受けるという前提で予算を組んでおりますけれども、国の指定というのは、現時点ではわかりませんので、結果的に落ちるという可能性もありますし、これはこの事業に限らず国の指定というのは受けれる受けれないがあると思いますので、高等学校課としてはこの国の活用できる事業を活用するというところで予算を組んでますけど、もしそれが万が一いかなない場合においても、県独自でとにかくグローバル人材の育成のための取り組みはやっていきたいというふうには考えております。

◎坂本（茂）委員 これ一方でこういうのが予算で出ていて、一方で高校再編の問題が丁寧に保護者の皆さんとも議論するというふうに言われても、やっぱりもうありきで進みゆうじゃないかというふうな受けとめになるがですよね。また、そのところが丁寧な議論とあわせてこの部分についても、やっぱり慎重な対応をしておかないと不信感を招くだけではないのかなというふうな気がします。先ほど言われるように、確かにスーパーグローバルハイスクールの事業ということで、あくまでも切り離してというふうなことなんですけども、そのところがやはり懸念を抱かれている皆さんもおいでますので、そのところはぜひ慎重に考えていただきたい。それと、もしこれ高知県で本会議の中でも公立高校がここまでやる必要があるのかというような議論がありましたけども、例えばもしこういう形になったときに、一方で私学などでこのことによって影響を受けるとか、そういうようなことは特にはないんでしょうか。

◎中澤教育長 本会議であったのは、バカロレアの話で、バカロレアに関して公立学校でここまでやるのかよという話だったというふうに認識してます。グローバル人材の育成ということは、公立であろうが私立であろうが、全てこれから高等学校で求められる教育だと、そういうところを高知県としてもやっていきますと、やっていかなければならない、そのために西高校に先頭を切らしていこうという私どもの経営戦略なんです。その中で、それをなおかつ中身のあるものにしていくには、その西高校のグローバル人材育成の中にバカロレアのコースをつくっていけば、そこが先頭を切ってよりいい教育ができていくだろうということで、あのレベルの高いバカロレアを本当に公立がやるのかよ、私学でもええのやないかよという議論ではなくて、私どもの考えておりますのは、グローバル人材を育成していくために、県立でバカロレアを目指して、バカロレアを持つことによって、それがより全体へ広がっていくと、取り組んできたノウハウをほかの学校へ広げていくことができる、これは高知県全体の公立高等学校をよくしていくんだと、こういう考え方でございます。

◎米田委員 ただ、再編計画とセットで出ちゅうわけよね。グローバル人材と高校も2クラス、中学校か、60人と20人、ほんでこちらのバカロレアに認定をとというコースをもうつくってしもうちゅうわけですよ。だから、私は十分議論もなく、そういう構想を示し

て、それが再編振興の目的だと、行き先だというやり方はまさに見切り発車というふうに私は、坂本委員と一緒にですけどね、そんなふうに思うし。それと今度の310万円にしても、今課長が言われたように、どういったものかと、バカロレア認定はね、どういう課題があるかと、研究すると言いつゆのに、もう既に県民の皆さんに、南中高の保護者の皆さんにこういう構図でバカロレア認定を受けて西高でやりますよと、全然言いつゆこととやいつゆことが違うじゃないですか。やっぱり発表と同じように、非常に理由づけにしても、私は大きな問題があると思うんで、どうですか。

◎梶原委員長 お答えになりますか。途中でも時間が来たら言います。

◎中澤教育長 私どもは県立高等学校の再編と言ってますが、一方でというか、振興計画も同時に進行していきます。その中でいろんな構想を持って高知県の将来を考えていくのは当然の話です。その中で高知県の将来を考えたときに、そのときに再編とうまく絡んでそれをよくすることができるのであれば、当然いい方向を選択するのは当たり前の考えだと思っています。

◎米田委員 そんな言い方したらいかんじゃないですか。私たちはそれをちゃんと統合される南高のことについてちゃんと意見も聞いてやりなさいと、皆さんもそう思いつゆわけですから、ええもんをやるというなら、西高でまた県立中学校をつくったらどうですか。そういうのがあったら、統合と絡めつゆから問題だと言ってるんですよ。そんな言い方ないでしょう。

◎梶原委員長 ちょっとお待ちください。

それでは、ただいまから東日本大震災で犠牲になられました方々の御冥福をお祈りする
ため、1分間の黙禱をささげます。

(黙 禱)

◎梶原委員長 黙禱を終わります。御着席ください。

◎中澤教育長 今、再編振興計画の前期計画の具体案としてたたき台をお示しを
してます。その中で南高校と西高校の統合を図り、その統合によってこれこれこ
ういうものを目指していきましようという案をお示しをしております。それにつ
いて今議論をしていたところでございます。我々当然学校設置をし、運営をして
いくものとしましては、高知県の将来の高等学校をどういふふうにしていくか
ということを頭に描きながらそういうものを考えております。そうしたときに、
バカロレアというものを今から当然勉強をしていくのは、何もおかしいとは思
ってません。予算をお認めいただけるならば、そういうものを研究しながら、
先のことを研究していくべきだといふふうには思っております。

◎米田委員 後で報告があるからね。まだ勉強の段階ですよ。それを6年後に南
高校を廃校するという口実を使うわけですから、おかしつゆないですか。その
絵かいて、ここはもう廃校ですと、そんな強引なやり方はいかんじゃないです
かといふことと、それと勉

強なんですから、それは全く別個に考えてしないと、保護者の方は納得しませんよ。

◎中澤教育長 口実という言われ方をされましたが、さまざまな方向性があり、そこにファクターがあって、それの中でこういう要因、こういうことができるといったことで、総合的にこういう案がいいということでお示しをしております。それを口実と言われるのは、少し心外でございます。

◎米田委員 私たちはそう受け取らざるを得ないですよ。ただ、今教育長も言われるように、国際バカロレア認定を受けることが高知県の教育にとって、子供たちの今の姿を見たときに、高知県の姿を見たときに、本当に高知として、公教育としてやるべきものなのかどうかというのを、僕はもっと検討してもらいたいというふうに思います。それと、今草木もなびくかのように、とにかくスーパーグローバル、スーパーグローバルと言ええかのように、これはあれですよ、もろ手を挙げてできるもんじゃないですよ。もともと去年、中心的には、教育再生実行会議で出されて、グローバル人材は財界、大企業のそういう人材をつくろうという要請に基づいて検討会議で検討されて出てきたものなんです。私たちがグローバル人材、言葉はちょっと違うけど、そういう視野は必要です。しかし、とりわけ今言われてるグローバル人材の立候補のこれを見せてもらうたりしましたけど、日本人のアイデンティティーとか、いわゆる特別の価値観とかですよ、そういう特有の考え方は入ってるんですよ。そういうことも全体として見ないで、グローバル人材だからええというふうには手放しなんかいきませんよ。しかもそれが今高知県の教育において、本当に必要なのか、バカロレアを通じないと世界に通用する龍馬のような人をつくれないかと、そうじゃないでしょう。グローバル人材を育てるためには、みんなこの道を通らんといかんじゃないですか。そんな道は誰も選択していない、高知県の今の教育を考えたときに。

◎中澤教育長 この道を通らなければならないとは言ってません。そういうやり方がありますと、そういうやり方というのは非常に効果が高いと思われるから私どもは提案をしております。グローバル人材というのは、いろんなそこで確かに御議論があろうかと思いません、人間を育成していくわけですから、いろんな切り口があろうかと思いますが、今最初に高等学校課長が申しあげましたように、1つは今やってるキャリア教育の行き着く先がそこで重なる部分があるわけなんですね。今何でキャリア教育と全国的に言われるか、それは高知県だけの問題じゃなくて、我が国の青少年の問題なわけですよ。そういうことを考えていったときには、やっぱりグローバル人材というキャリア教育のまだ先にあるものを見据えて教育を構築していくという考え方がいいと私どもも思って提案しとるわけでございます。

◎米田委員 また教育振興計画の説明の中で。

◎梶原委員長 それでは、質疑を終わります。

ここで3時15分まで休憩といたします。

(休憩 14時52分～15時15分)

◎梶原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

〈特別支援教育課〉

◎梶原委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎川村特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、右肩に資料No.②当初予算の609ページをお開きください。

特別支援教育課の当初予算ですが、まずは歳入でございます。主なものについて御説明いたします。

中ほどの9、国庫支出金でございますけども、6、教育費負担金、右の説明欄をごらんください。義務教育費国庫負担金とありますが、これは特別支援学校の教職員の給与であります。その下の特別支援教育就学奨励費負担金、1つ置きまして、同じく補助金とあります。これは特別支援学校に就学する児童生徒の通学費、給食費、教材費など、保護者の経済的負担を軽減する国の就学奨励費制度に係る負担金補助金であります。

10、教育費委託金の初等中等教育等振興事業委託金は、特別支援学校の専門性向上に関する文部科学省の委託事業を受けます関係でその委託金となっております。

次の610ページをごらんください。

一番上の生産物売払収入でございます。これは特別支援学校では作業学習など、職業教育実習を行っております、その木工品、あるいは食料品などの生産物等の販売収入でございます。

続きまして、611ページをごらんください。

こちらから歳出でございます。上から3つ目の欄、特別支援教育費でございます。特別支援教育課の平成26年度当初予算総額は、67億2,153万4,000円で、前年度当初予算額と比較しますと4,902万6,000円の増額となっております。

主なものについて御説明申し上げます。

まず、この欄の一番右の説明の欄をごらんください。1から3につきましては、教職員の人件費ということになります。4につきましては、生徒引率と教職員の行動旅費ということになります。

5、学校運営費は県立特別支援学校7校、分校6校に係る光熱水費や委託料などの学校運営費となっております。

612ページをごらんください。

上から2つ目に、スクールバス運行委託料というものがございます。スクールバスの運

行委託につきましては、議会におきましても十分に競争原理が働いてないという御指摘もいただきました。該当の学校につきましては、入札方法とか契約年数など改めまして入札を行いまして、高知若草養護学校の4コースのうち3コースにつきましては、複数の業者が入札に参加いたしまして、落札額も25年度を下回り、競争原理が働きました。ただし、1コース、また中村特別支援学校の1コースについては、業者が従来同様の1社ということになりました。今回の取り組みと課題を踏まえまして、今後もスクールバスの運行委託のあり方につきましては、会計管理局とも協議いたしまして検討を引き続き行っていきたいというふうに考えております。

続きまして、6、7、8、職業教育実習費、学校指導費、教育内容充実費とありますが、これは学校の教育活動、キャリア教育の充実に関する経費で、進路指導の充実といたしまして、就職アドバイザーの配置に要する経費、またインクルーシブ教育の推進によりまして、特別支援学校の児童生徒がそれぞれの居住地の小中学校等の児童生徒と交流を行う事業も教育内容充実費に含めて拡大して実施してまいります。

9、就学奨励費であります。特別支援学校に就学する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減する制度でございますが、今回通学費に係る取り扱いを整理いたしまして、保護者の送迎によって通学しているお子さん、また特に障害の重いお子さんが保護者のやむを得ない理由などで通学にタクシー等を利用した場合、保護者の経済的負担を軽減するよう一部支給対象の拡充を図っております。

10、特別支援教育理解推進費、これは主に特別支援学校のセンター的機能を担う経費でございます。学校、保護者、福祉保健所等の教育相談の要請に応じて対応する経費になっております。実施回数は年間600回余りを予定をしております。

11、特色ある教育活動推進費です。これは学校長が創意工夫による特色ある学校づくりを実施するための経費でございます。先日、予算委員会でも御質問にありましたけども、高知聾学校の教員の手話の専門性を向上させるため、校内で実施しております手話検定、また昨日高知新聞読者の広場に載っておりました盲学校のあんま・マッサージ等の校外の治療奉仕、これらもこの事業を活用した取り組みでございます。

続きまして、613ページでございます。

特別支援教育推進費でございます。これは喫緊の課題である発達障害を含めた障害のある児童生徒の指導及び支援の充実のため、コーディネーターや教員の研修などに関する経費でございます。また、特別支援教育を柱に据えた学校づくり事業に本課では力を入れ取り組みを加速して推進してまいります。今年度、指定中学校区1地域でございましたが、次年度は3中学校区、東部、中部、西部に1中学校ずつということで拡大いたしまして、特別支援教育の視点を取り入れた事業改善、また引き継ぎシートを用いました支援をつなぐ仕組みを構築いたしまして、それぞれモデルとして地域を牽引していただく、あわせて

その成果を県内に広げていきたいというふうに考えております。

続きまして、614ページをごらんください。

こちらは債務負担行為でございます。県立特別支援学校では、学校給食の調理業務を指名競争入札により民間業者に委託をしております。調理業務につきましては、できるだけなれた調理員が従事し、スムーズに食事を提供できるよう、2カ年の複数年契約を進めております。今回、ごらんの3校について債務負担行為を実施いたしまして、複数年契約を行うものでございます。

以上が当初予算でございまして、続きまして補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

資料No.4の補正予算、311ページをお開きください。

学校運営費のスクールバス運行委託料及び調理業務委託料につきまして、競争入札の結果生じた残額を減額するものでございます。

以上で特別支援教育課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎梶原委員長 質疑を行います。よろしいですか。

◎岡本委員 就学奨励費ですけど、拡充図ったって説明があったんですけども、具体的にどの程度拡充を図ったのかを教えてください。

◎川村特別支援教育課長 これまでタクシー利用につきましては、事前申請によるものにつきましては、やむを得ない理由がある場合は承認をしておりますけれども、今回やむを得ない理由で保護者の突発的な急病とか、そういった場合につきまして年間4回、2往復分を超えない範囲で全額支給、またその他のやむを得ない理由によりましてどうしてもタクシーを利用した場合同様につきましては、ガソリン代を、通常保護者の送迎でかかるガソリン代を支給するようにしております。また、特に障害の重たいお子さんにつきまして、障害者手帳1種1級をお持ちのお子さんで、どうしても保護者の送迎がないと学校に通学できないという場合につきましても、年間48回を超えない範囲でタクシー代のかわりにガソリン代のほうですね、通常運行しているガソリン代のほうを補助するというような支給対象の拡充を図っております。

◎岡本委員 ガソリン代へのいわば補助ですかね、どういう計算になるんですか、タクシーのかわりのガソリン代というのは。

◎川村特別支援教育課長 これは自宅から学校までの距離、これに通常の自動車であれば、大体10キロを目安に、リッター当たり155円程度のものを計算いたしまして、その分の実費を支給するという仕組みでございます。

◎岡本委員 これの保護者への周知の方法は。

◎川村特別支援教育課長 この件につきましては、事務長会等 dengan 状況ですという

ことは既にお知らせしておりますけども、新年度、保護者のほうに説明会を開きまして周知する予定でございます。

◎西森（雅）委員 ちょっと確認ですけども、先ほどスクールバスの関係で、新年度は競争原理が働いたというお話がありました。これはそうすると、もう入札はやったということなんですかね。

◎川村特別支援教育課長 若草養護学校と中村養護学校につきましては、12月議会で債務負担行為をさせていただきまして、複数年契約ということで入札ができる状況にいたしまして、既に入札を終えております。

◎西森（雅）委員 その競争原理は、何社ぐらい実際、前年と比べてふえたのかとか、そのあたりをちょっと教えてもらえませんか。

◎川村特別支援教育課長 若草養護学校につきましては、2社から3社でございました。

◎西森（雅）委員 中村養護学校は。

◎川村特別支援教育課長 中村養護学校につきましては、先ほど申し上げたように1社のみ入札ということでございました。

◎米田委員 609ページの歳入のことで、特別支援教育の就学奨励費で負担金と補助金は、どんな割合で入ってくるのか、それは612ページの就学奨励費に充てるという理解でええがやね、1億2,900万円のところへ充てると。

◎川村特別支援教育課長 これは国の事業でございまして、国のほうから負担金と補助金という形で歳入されます。この負担金と補助金の違いですけども、例えば給食費につきましては、小学部、中学部、高等部につきましては負担金のほうに入っております。それから、幼稚部、専攻科については補助金とか、そういうふうに細かく区分によって支給される財布が違うということであり、非常に複雑な制度になっております。

◎米田委員 わかりました。それと、県教委、教育長を先頭に頑張ってくれて、就学奨励費の運用も一定改善されて、非常に保護者の方も喜んでおられるんです。ただ、国の運用改善の2つ目の急病のときには介護タクシー、そのものを支給できる形になっちゅうんで、その回数も2往復4回しかまだ使えませんよね。これから26年度、それを拡大、充実させていくという方法はあるのか、国へ引き続いてそういう働きかけをしていっていただけるのか、そこら辺はどんなんですか。

◎中澤教育長 これは以前この場でお話ししたのかどうか忘れちゃったけれども、保護者の方々の経済的負担、それから肉体的というか、時間的負担というのはやっぱり結構あるなというふうに私は思ってます。ですから、今の国の制度の中で補完できないものでも、県単でもできるものは何らかの形で支援をしてあげべきだということで、今回やっておりますが、それで十分かどうかという話はまた別途あると思いますね。やっとなんか一歩踏み出したところでございますので、本来は私はこういうのは国においてきちっと制度設計

をしてやっていくべきだと思ってますので、国に対しては物を申していきたいと思ってます。そうした中で、実際の現実を見せられたときに、国がどうしても追いつかない場合で県単で何かできるのであれば、県単でも措置をしていくというような考え方で現在運用しております。ですから、具体的に言いますと、これから先はまず国に対して、もっとそこらあたりをきちっと国のほうで手当てをしてくださいというお話をしていきたいなと思ってます。

◎米田委員 ぜひ3月いっぱいやけど、引き続いて、どこで力をかりるか、後を引き継いでもらうてやっていただきたいなど。それともう一つ、これはなかなか前を開けずに、全国的な調査してくれたそうですけど、結局、保護者が積んでいける、しかし保護者がいないときに介護タクシー1人ではいかん、介助者が要するという、これが何とか打開できんろうかというふうに思うんですけど、そこら辺教育長どうですか。

◎中澤教育長 子供さんの症状によっては、介護タクシーの方だけがやってくれて行ける場合もありますし、でもそれだけではとても無理な場合もあると思います。ですから、この特別支援の関係は、それぞれ状況がお子さんによって違いますので、やっぱり何かマクロ的に一つの基準で物事を全部やっていくのはなかなか難しい、またそうじゃなくて、今後の世の中を考えれば、できるだけ個人個人に合った形のものになっていくようなことを行政としても追求はしていくべきではないかなとは、そういうふうに考えてます。それで、いつの段階でどこまでできるかという課題はありますけれども、方向性としてはそういう方向性じゃないかなと思ってますけど。

◎米田委員 わかりました。よろしくをお願いします。

◎梶原委員長 それでは、質疑を終わります。

〈生涯学習課〉

◎梶原委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。

◎安岡生涯学習課長 生涯学習課でございます。よろしくお願いをいたします。

平成26年度当初予算の概要につきまして説明をさせていただきます。

資料No.②の議案説明書の615ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入につきまして主なものを説明させていただきます。

8の使用料及び手数料は、主に青少年教育施設の使用料でございます。

次の9国庫支出金でございますが、右端の説明欄をごらんください。

まず、防災安全社会資本整備交付金は、塩見記念青少年プラザの改築工事の設計委託に充てるものでございます。

1つ飛びまして、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、市町村が実施をいたします放課後子ども教室及び学校支援地域本部の運営費補助や家庭教育支援の取り組み等に充てるものでございます。

次の児童育成事業費補助金は、放課後児童クラブの運営補助や施設整備等に充てるものでございます。

次に、10教育費委託金の初等中等教育等振興事業委託金は、子供の読書活動に関するフォーラムを開催する費用に充てるものでございます。

次に、12繰入金でございますが、616ページをお願いいたします。

2基金繰入金のうち、こうちふるさと寄附金基金繰り入れは、ふるさとへの理解を深め、郷土愛を育むために郷土の偉人や歴史等の学習や体験活動を行うふるさと教育推進事業費に充てるものでございます。

次の地域経済活性化・雇用創出臨時基金繰り入れは、青少年センターと幡多青少年の家の施設改修の経費に充てるものでございます。

1つ飛びまして、森林環境保全基金繰り入れは、自然体験活動プログラムの指導者養成を行うための環境学習推進事業費に充てるものでございます。

次に、歳出につきまして、主な事業を中心に別とじの主要事業説明資料も使わせていただきながら説明をさせていただきます。

617ページをお願いいたします。

右端の説明欄をごらんください。1、青少年教育施設整備費の1つ目にございます基本設計等委託料は、築42年と老朽化が進んでおります塩見記念青少年プラザの改築工事の設計委託や青少年センターの体育館等の改修工事の設計委託を行おうとするものでございます。

2つ目の改修工事請負費は、青少年センターの体育館の床面と幡多青少年の家の体育館の屋根の改修工事を行いますほか、青少年センターの体育館と青少年体育館のガラスの飛散防止工事を実施しようとするものでございます。

次に、618ページをごらんください。

1生涯学習推進事業費の1つ目のこうち若者サポートステーション事業実施委託料と2つ目の高知黒潮若者サポートステーション事業実施委託料でございますけども、この事業は中学校卒業時や高校中途退学時の進路未定者並びにニートや社会的にひきこもりがちな若者に対しまして、就学や就労に向けた支援を行うものでございます。

3つ目の若者就労等支援手引書作成委託料は、困難を抱える若者の社会性を育成をし、社会的自立を促進するためのトレーニングプログラムと指導者用手引書を開発する、その委託を行うものでございます。

4つ目の読書ボランティア養成講座実施委託料以降、5つ目、7つ目、8つ目の委託料は、子供の読書活動総合推進事業に係るものでございます。

別にお配りをいたしております主要事業説明資料の21ページをごらんいただきたいと思います。

資料中ほどの実施内容の囲みのところでございますが、読書ボランティア養成講座は、子供の読書推進にかかわる人材を育成するためにボランティアの養成や資質向上のための研修を行うものでございます。

次のブックスタート応援事業は、子供ができるだけ早い時期から本に親しめるよう、市町村の乳幼児健診時等に推薦図書リストや啓発用チラシの配布を行うものでございます。

1つ飛びまして、読書コミュニティ形成事業は、社会教育委員会の答申を踏まえまして、読書コミュニティの拠点形成となるモデルをつくろうとするものでございます。

次に、高知県子ども読書活動推進ネットワークフォーラム事業は、子供の読書活動を地域ぐるみで支える環境を整備するために、地域における子供と本をつなぐ人たちのネットワークを強化する取り組みを行うものでございます。

次に、議案説明書に戻っていただきまして、618ページをお願いいたします。

下から3つ目にございます社会教育振興事業費でございますが、社会教育委員会の開催経費や社会教育関係職員等の研修などを行うほか、社会教育関係団体への活動支援を行うための経費でございます。

次に、619ページをお願いいたします。

3の学校、家庭、地域教育支援事業費でございます。3つ目の放課後学び場人材バンク設置委託料は、放課後子ども教室等の地域における学びを充実させるために専属のコーディネーターを配置いたしまして、指導員等の人材や活動団体の紹介、出前講座の実施などを行う放課後学び場人材バンクの運営を委託するものでございます。

2つ飛びまして、放課後子どもプラン推進事業費補助金につきましては、主要事業説明資料の39ページをお願いいたします。

この事業は放課後等に子供たちの安全・安心な居場所として放課後子ども教室や放課後児童クラブを設けまして、地域の多くの方々の参画を得てさまざまな体験、交流、学習活動の機会を提供するとともに、それらの居場所を活用した放課後の学びの場におきまして、子供たちの豊かな学びを支援するものでございます。このような子供たちの放課後の居場所は、約9割の小中学校区に設置をされております。県独自の支援といたしまして、主要事業説明資料の中ほどの実施内容の囲みの右の上のほうですが、ニュー（NEW）と書いたところでございます。新たに小規模放課後児童クラブ支援事業といたしまして、来年度登録児童数が国庫補助対象外の10人未満となる可能性のある児童クラブが3カ所ございますので、このクラブの運営助成制度を設けることといたしております。

その資料の2つ飛びまして放課後児童クラブ施設整備助成事業費補助金は、放課後児童クラブ施設整備を行う予定にしております香美市といの町に助成を行うとするものでございます。

次に、学校支援地域本部事業費補助金に移らしていただきますけれども、主要事業40ペー

ジのほうをお願いをいたします。

この事業は、放課後に限らず、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することで、学校教育のさらなる充実と地域の教育力の向上を図るものでございます。学校と地域をつなぐコーディネーターを配置いたしまして、学校の多様な教育活動に地域の住民が参画する仕組みをつくるものでございまして、18の市町村に助成を行うこととしております。

次に、議案説明書に戻っていただきまして、619ページをお願いいたします。

一番下でございます土曜教育支援事業費補助金でございますが、この事業は地域住民や企業の方など、地域の豊かな社会資源を活用して、土曜日ならではの多様なプログラムを体系的、継続的に実施をし、土曜日の教育支援体制を構築しようとする市町村に運営費の助成を行うものでございます。

次に、620ページをお願いをいたします。

4の環境学習推進事業費でございます。この事業はNPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進するために指導者を養成しようとするものでございます。

次の5の図書館管理運営費は、図書館職員の人件費や庁舎の清掃、警備等の委託に要する経費でございます。

6の出版事業費でございますが、「土佐國群書類従拾遺」第3巻の編集、刊行に要する経費でございます。

その次の7、図書館活動費でございますが、市町村立図書館等の支援や障害者サービスの充実のために対面音訳サービス事業や宅配貸出事業等を行いますほか、新図書館の開館に向けまして図書資料の購入等を行う経費でございます。

次に、8、青少年施設管理運営費でございますが、この事業は青少年センターを初めとする青少年教育施設の人件費や管理運営に係る経費並びに青少年センターと幡多青少年の家が主催いたします宿泊研修や体験活動等の事業に係る経費でございます。

以上、生涯学習課の平成26年度の当初予算は13億1,914万5,000円で、前年当初予算比で6.1%の増となっております。

以上で当初予算の説明を終わります。

続きまして、平成25年度2月補正予算につきまして説明をさせていただきます。

資料No.④の議案説明書の313ページをお願いいたします。

1生涯学習費の1の学校・家庭・地域教育支援事業費について補正をお願いするものでございます。1つ目の放課後子どもプラン新事業費補助金でございますが、主な内容は放課後子ども教室及び放課後児童クラブにおける放課後学び場充実事業の所要額が当初の計画を下回ったことに伴います減額でございます。

次に、314ページをお願いをいたします。

繰越明許費について説明をさせていただきます。

まず、青少年教育施設整備費でございますが、内訳は青少年センターの改築工事設計委託と5つの施設の外壁打診調査委託に係る経費でございますが、いずれも計画調整に日時を要したことに伴いまして繰り越しをお願いをするものでございます。

次の学校・家庭・地域教育支援事業費は、永国寺第2ビルの外壁打診調査に係る経費でございますが、こちらも同様の理由で繰り越しをお願いをするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、条例議案につきまして説明をさせていただきます。

資料No.⑥と書いた議案説明書の16ページ、17ページをごらんいただきたいと思います。

当課からは、上から2つ目の高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案から17ページの一番下の高知県青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案までの5つの条例の一部改正議案がございまして、いずれも消費税法の一部改正等に伴い施設の使用料に係る規定等を改めようとするものでございますので、一括して説明をさせていただきます。

説明に当たりまして、別にお配りをいたしております総務委員会資料で、赤のインデックスで生涯学習課と書いたページをお願いいたします。

具体的な改正内容でございますが、3の改正内容のところをごらんいただきたいと思います。改正内容は大きく3つございます。1つ目は、①のところでございますが、現在それぞれの条例の別表に定めております施設の使用料は、いずれも消費税額と地方消費税額を含む内税方式となっておりますので、これを外税方式で規定しようとするものでございます。

2つ目、②のところでございますが、別表の額を外税方式とすることにあわせて、消費税の取り扱いに関する規定を条例本文のほうに定めようとするものでございます。具体的には、施設を利用する者は別表に定める額に消費税額と地方消費税額を加え、その額に10円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額の使用料を納付しなければならないという内容の規定を設けるものでございます。この2つの改正は、内税方式と外税方式が混在していた中で、大きな括弧の中のアンダーラインを引いたところでございますが、平成18年に示されました全庁的な方針に従いまして、4月からの消費税率の見直しに合わせまして改正をしようとするものでございます。

外税方式の額の算定方法でございますが、資料の四角の囲みの中にありますように、現在の条例で定めております使用料を1.05で割って、その得られた額の10円未満を切り上げた額とすることを原則としております。原則と申し上げましたのは、この計算で得られた額に改めて現行の消費税率5%を掛けた額を加え、10円未満を切り捨てますと、ほとんど

の場合、現行の使用料と同額になりますけども、まれに現行の使用料より高くなる場合がございます。その場合は例外的措置といたしまして、10円未満を切り上げるのではなく、切り捨てることといたしております。また、青少年センターと青少年体育館に設置しておりますシャワーにつきましては、既に昨年の12月議会で改正をされております高知県立都市公園条例と同様に1円未満を切り捨てることといたしております。

最後に、3つ目の改正内容といたしまして、③のところでございますが、ほかの条例との整合性を図ることや、字句の整理を行おうとするものでございます。

以上で生涯学習課の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 2点ほど聞きたいことがあります。1点目は、歳出のほうで土曜教育支援事業費補助金で、地域の資源を活用すると、希望する市町村への補助金ということですがけれども、これは来年度どれぐらいの市町村の希望が出てくるわけですか。

◎安岡生涯学習課長 ニーズ調査を行いましたところ、7つの市町村から出てきております。学校数にいたしまして20校となっております。

◎岡本委員 これは希望するということですから、現在7つの市町村ですけれども、出れば予算は漸次つけていくという考え方でよろしいです。

◎安岡生涯学習課長 今の予算の中で厳しい場合は補正等も考えていかなければいけないと思いますけども、国の予算につきましては、なかなか実施するところが今全国的に見て少ないという状況にあるようにお聞きしておりますので、国のほうの予算は大丈夫かと思えます。ただ、県費のほうがどうなるか、必要が生じた場合は補正等を行う必要が出てこようかと思えます。

◎岡本委員 要望があれば補正もかけながら希望に応じていくという判断でよろしいですね。もう一つ。歳入の部分ですけれども、条例とも関係ありますけれども、生涯学習施設の使用料、消費税の問題ですよね。これは主要事業の説明のところじゃなくて、議案説明資料のところ、大体何で消費税を取るようになったのかという説明があったところですがけれども、全庁的に議論してきたということですがけれども、ここだけの問題ではないと思うんですけども、例えば県は納税義務者ではありませんので、納税はしないと、外税でしかし取っていくということですよ。今県民の苦しみはますます大変になっていく中で、新たな負担を県民に求めること、納税はしなくてもいいのに、こういう議論はなされました。

◎安岡生涯学習課長 県は確かに納税はしておりません。これは地方税法の60条の6項で国とか地方公共団体の場合は、消費税額から仕入れ控除額を差し引いた額を納付することになるけども、地方公共団体の場合も一緒だということで、義務がないという規定がございます。それにのっかってやっていないわけですがけれども、一方で施設を運営するに当たり

ましては、いろんな管理運営に要する経費、例えば電気代とかという経費もございますが、それらにつきましては消費税が加算をされた額で我々地方公共団体には請求はされる形になります。そういうこともございまして、我々公共団体のほうが使用料の中に消費税を含まずにいた場合、県のマイナス部分がふえていくということにもなりますし、また国のほうもきちんと消費税を転嫁していくようにということの指示もありますので、そういうことも踏まえて今回こういう形をとらせていただくということでございます。

◎岡本委員 新たな負担の部分は、地方消費税の分野で新たな税収も入るわけですね。その中でいわばペイできる部分ではないかと思うんですけども、そのあたりについては議論はなされてないんでしょうか。

◎安岡生涯学習課長 消費税につきましては、先ほど申しましたように、きちんと国のほうからの指導もございます。利用者負担という形で、利用された方へきちんと転嫁するよというということもございまして、そういう方針にのっとして今回きちんと転嫁をしようという事で対応していきたいというふうに考えてるところでございます。

◎岡本委員 最初から言ってますけど、納税義務がないわけで、いわば県民から取って、それを県の財源の中に入れていくということですから、県民の暮らし、今大変ですので、社会保障制度での新たな負担とか、年金などの減額の問題とか、そういう部分はちょっと考えていくべきではない。国のそれは指導ということですが、これはかなりの強制的なものなんですか。

◎安岡生涯学習課長 あくまで技術的な助言という形にはなります。ただ、先ほども申しましたように、公の施設の使用料であっても、基本的に課税の対象であるということ、まずこれが基本にあらうかと思えます。そういう中で使用者が受益者負担に応じて消費税部分につきましても負担をお願いをしたいというふうに考えての今回の対応ということになっております。

◎岡本委員 助言程度ですよ、今お話しになったように。そういうぐらいなもので納税義務はないと、県はね、その上に消費税法60条の6項に、取らなくていいという項目があるにもかかわらず、こういうやり方をするというのは、県民に何か犠牲を強いて平気な顔をする県の姿が見えてしまうんですけど、そのあたりのことは。

◎安岡生涯学習課長 取らなくていいということではなくて、60条の6項は、同額とみなすので納付の義務がないという、そういうことでございます。先ほど申しましたように、施設運営にはさまざまな経費もかかってまいります。そういう経費には消費税が8%がかかった形で請求もされてまいりますので、今回県の使用料につきましても、先ほど申しました基本に立ちましてお願いをいたしたいというふうに考えてるところでございます。

◎岡本委員 これ以上やっても堂々めぐりになると思いますけれども、やっぱり今の県民の暮らしの状況を考えたら、僕は取るべきじゃないと。地方消費税も入ってくるんです

ね、そうなればね。どうなるか、4月ですから、どうなるかわかりませんが、そのことは一言申しておきたいと思います。

◎米田委員 さっきの土曜教育支援事業は、結局どんな事業をやるんですか。それと、課が違って申しわけないけど、ちょっとよう聞かなかって、小中学校課に土曜授業の推進事業委託ってありますわね。ちょっと事業の中身を。

◎安岡生涯学習課長 私どもが行おうとしてます土曜日の豊かな授業は、地域の豊かな資源を活用した土曜日の教育支援ということになります。地域にお住まいの方々とか企業の方々のお力をおかりいたしまして、例えば外国にお住まいになっていた経験のある方がいらっしゃるいましたら、その方に英語を教えていただくとか、あるいはいろんな企業の方に先ほどから出てますキャリア教育なんかについてのお話をいただくとか、というようなことをお願いをしようとするものでございます。小中学校課の土曜授業推進事業とは、どちらかというと異なる内容となっております。

◎永野参事兼小中学校課長 小中学校課のほうですが、主要事業説明資料、ポンチ絵が集まった資料集でございますけど、その44ページをごらんいただければと思います。

生涯学習課と全く関連性がないかということですが、十分関連性を持っていると私どもは捉えて、連携して進めてまいりますけれども、44ページのポンチ絵の一番下の枠の中に、4、研究委託費とございまして、国からの研究の委託を受けるということでございます。地域数はこう書いてありますけれども、何地域いただけるかということもありますので、全ての私どもが予定してる校区には来ないかもしれませんが、今手を挙げるところが2校区ございますので、そこには教育課程上、いわゆる授業の中でどういうふうに土曜日を活用できるかということがもとになります、小中学校課が受け持っている部分は。それプラス生涯学習課が授業以外のプラスアルファの地域人材を活用した土曜日をどう活用するかというところでもありますので、2つがうまくいけば連携してやっていけばいいのではないかというふうに思っておりますが、市町村の意向もございまして、一方で教育課程でやっていきたい市町村と、それから土曜日そのものを地域の人たちと一緒にいわゆる連携本部としてやっていきたいというところがございまして、その辺を私どももすみ分けるんでなくて、どう連携がいくかというところを視点に応援をしていきたいというふうに思っております。

◎米田委員 国の事業ということで、別に県単でやるのではなく、国の今のそういう流れの中で地域でやってみなさいよという制度ですかね。

◎永野参事兼小中学校課長 小中学校課はまずそういう意味で捉えております。

◎安岡生涯学習課長 そうです。国の事業、国の予算が3分の1入ってという形にはなりません。

◎米田委員 わかりました。それともう一つ、619ページの放課後の生活支援で特別支援

のほう、今土佐山田だけですかね、ほかの支援学校でのそういう要望とか、行政の側から働きかけるとか、そういう状況はどうですか。

◎安岡生涯学習課長 決算特別委員会で米田委員のほうからお話をお伺いいたしまして、私ども特別支援学校に調査を、今実施しております山田校を含めると13校になりますけれども、12校のほうに調査を行いました、これ分校も含めてですけども。そうしたときに宿舍等を利用されていないお子様につきましては、確かに放課後のニーズはあるじゃろうというのが12校中6校ございました。ただ、保護者の方でクラブを運営できるかどうかにつきましても、ちょっとなかなか今の状態で難しいのではないかなというのが御意見としてございました。これは全ての学校でございました。ただ、ニーズといたしましては、どうしても専門的な支援というか、知識、支援が必要になってきますので、ニーズといたしましては放課後等デイサービス、福祉の関係の事業でございまして、こちらへのニーズが非常に高くなってきているのではないかなというところでございます。この事業でしたら、学校まで施設が迎えに行き、施設からまた御家庭まで送迎もしていただけるということになっておりますし、料金的にもそれほど高くはないという状況の中で、埼玉県なんかにつきましても、ちょっと調べさせていただきましても、埼玉県の特別支援学校は、24年には6.5%ぐらい児童クラブがあったんですけども、放課後等デイサービスのほうにだんだん移行、ニーズが移って行って、25年は57.9%という状況になって、クラブのある学校がという状況になってきているということでございます。ただ、まだまだ放課後等デイサービスがニーズに合った定員の確保できているかということについては、まだいろいろ問題、まだ不足しているところもありますので、そういったところとも連携をしながらというか、働きかけもさせていただきながら、お話もさせていただきながら、障害保健福祉課等のほうに行きたいというふうに考えております。

◎坂本（茂）委員 618ページのサポステの関係で高知と幡多のほうで100万円の差があるのはどういう理由。

◎安岡生涯学習課長 高知のほうは高知市内を基本的にエリアとして持っていてます。それ以外の全県を黒潮のほうで持っていてということでもございまして、それとあとサテライトも黒潮のほうで持っていて、いろんな移動とか訪問支援につきましてもいろんな経費が余計にかかるということもございまして、黒潮のほうに多く予算をつけているというところでございます。

◎坂本（茂）委員 去年は高知のほうが多かったがですけど、それはこの1年間で活動実績とか、やっぱり実態からいうと、それは広域をカバーするには大変じゃないかということで、そういうふうになったのかながです。

◎安岡生涯学習課長 実態でなかなか厳しいところがございまして、増額をさせていただいたというところでございます。

◎坂本（茂）委員 アウトリーチの件数なんかは多いんですか、やっぱり広域の中での。サポステの場合は向こうから結構来るほうが多いかと思うんですけども、それでいうたら、センターが、ステーションのほうが経費的に必要なのかどうかいう、そこらあたりはどんなんですか。

◎安岡生涯学習課長 正直申して、アウトリーチが今十分に多いかどうかといいますと、それほど多くはないとは思っております。ただ、今後のニーズ等もありますし、また黒潮サポステのほうは、先ほど申しましたように、サテライトを安芸とか須崎とか南国とかという形で抱えておりますので、そういうところへの必要な経費というものも生じてまいりますので、そういう実態を見て黒潮のほうを増額をさせていただいたというところでございます。

◎梶原委員長 よろしいですかね。

（な し）

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈新図書館整備課〉

◎梶原委員長 続きまして、新図書館整備課の説明を求めます。

◎渡辺新図書館整備課長 新図書館整備課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成26年度当初予算について御説明させていただきます。

資料No.②議案説明書の622ページをお願いいたします。

7分担金及び負担金の9教育費負担金、新図書館等整備事業費負担金でございます。新図書館等の整備に係る事務費につきましては、高知市と折半をするということにしておりまして、県で必要な予算を計上いたしまして、その2分の1を高知市から負担金として受け入れております。昨年度と比べまして2億円余り大幅な増となっております。これは新図書館情報システムのサーバー等の機器購入費を高知市の単独分、分館、分室分などがございますけれども、そういった高知市の単独分も含めまして約2億9,000万円歳出のほうで計上していることによるものでございます。

次に、9国庫支出金の12教育費補助金、新図書館整備費補助金でございます。これは社会資本整備総合交付金で、補助率は40%、新図書館等複合施設が国の暮らし・にぎわい再生事業の対象となっておりますので、建築工事、工事管理委託、埋蔵文化財調査等に充当するものでございます。

次の14諸収入でございますけれども、623ページをお願いします。

新図書館等整備受託事業収入で、新図書館等の整備等に係る高知市分につきましては、県が高知市から受託をいたしまして、県の分と合わせて一括して発注をするということにしておりますので、費用負担割合に基づきまして、建築工事や工事管理委託、埋蔵文化財調査、新図書館情報システムの構築などに係るものにつきまして受託事業収入として計上

をしてございます。

最後の15県債でございます。新図書館整備事業債につきましては、建築工事、工事管理委託に充当するものでございます。

次の624ページをお願いいたします。

歳出でございます。右側の説明欄をごらんください。新図書館等整備事業費24億2,194万5,000円を計上しております。主なものについて御説明をいたします。

埋蔵文化財発掘調査等委託料は、昨年度に引き続きまして実施をいたします埋蔵文化財調査とあと建築工事に係ります周辺家屋の事前調査委託料となっております。建築工事管理等委託料ですけれども、建築工事管理委託料2,023万8,000円と新図書館への進入路整備に伴います地下電線共同溝の移設工事の管理委託でございます。建築工事管理委託料は平成28年度までの債務負担行為がございまして、そちらのほうと合わせまして1億4,414万8,000円を計上しております。次の新図書館情報システム等構築等委託料1億4,578万円ですけれども、今年度から実施しておりますシステム構築の26年度分9,783万3,000円とI C タグの貼付の委託料4,794万7,000円となっております。

次のページをお願いいたします。

建築等工事請負費ですけれども、19億175万7,000円、建築工事18億6,515万7,000円と進入路整備に伴います地下電線共同溝の移設工事、これが3,660万円となっております。建築工事につきましては、28年度まで予定しておりますので、電気設備工事、空調設備工事なども含めまして債務負担行為と合わせまして132億6,492万7,000円を計上しております。この建築工事につきましては、後ほど別紙の資料により御説明をさせていただきます。次の建築工事負担金ですけれども、工事が始まるまでの間、高知市のほうで今設置しております仮囲いにつきまして、その設置費用の2分の1を負担するものでございます。最後の事務費ですけれども、3億1,407万5,000円となっておりますが、このうち、先ほど負担金のところで説明をいたしましたが、情報システムのサーバー等機器の購入費用が2億9,143万5,000円となっております。

次の626ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。限度額は115億2,368万円、内訳ですけれども、建築工事が113億9,977万円と工事管理委託が1億2,391万円となっております。建築工事、工事管理委託ともに平成28年度までとなっております。

当初予算につきましては以上でございます。

次に、補正予算について御説明をいたします。

資料No.④の議案説明書の316ページをお願いいたします。

右側の説明欄をお願いいたします。新図書館等整備事業費で6億6,522万2,000円の減額となっております。上から2つ目の建築工事管理委託料、その2つ下の建築工事請負費に

つきましては、建築工事の入札が不調となりましたことから、全額を減額するものでございます。これらにつきましては、先ほど説明しましたように、26年度の当初予算に改めて計上させていただいております。ほかの項目につきましては、入札の残などによるものでございます。

次に、318ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。内訳は、建築工事に伴います周辺建物への影響調査のための事前調査委託料が301万4,000円、新図書館への進入路整備に伴います地下電線共同溝移設に係ります発注者支援委託料、こちらが92万4,000円、情報システム構築委託料1,829万3,000円となっております。建築工事の入札が不調となりまして、建築工事の着手時期がおくれるといったことなどによるものでございます。

それでは、改めて予算計上させていただきました建築工事につきまして御説明させていただきます。

別とじの総務委員会資料、議案説明資料、青いインデックスで教育委員会という別とじの資料ですけど、そちらのほうの赤のインデックス上から3つ目ですけれども、新図書館整備課のページをお願いいたします。

入札経過につきましては、前回12月の当委員会で御説明をさせていただいたとおりでございます。不調となりました要因につきましては、全国的に公共事業や建築工事の需要が増加する中で、技能労働者の確保が難しくなっていること、資材や建設機械の調達などに係る実勢単価と設計単価によります積算単価に大きな差が生じていることにあるというふうに分析をしております。そのため、積算価格に実勢価格を反映させることとすとか、十分な工期を確保するといった見直しを行いまして、工事費を算出いたしました。具体的には、前回は刊行物単価とすとか、県の標準単価を用いて積算しておりましたものの中で、実勢価格との乖離が大きいものにつきましては、見積もりをとりまして業者とのヒアリングを行うなど、変動する経済環境とすとか、価格動向などに考慮いたしまして積算をいたしております。工期につきましても、同様に現在のこういった環境、状況などを踏まえた上で設定しておりまして、前回よりも5カ月、前回20カ月でしたけれども、今回は25カ月といったことで、5カ月延長することとしております。こうした見直しの結果、建築工事費は今回H26予算案とございますが、132億6,492万7,000円となりまして、今年度の補正後の予算と比較をいたしますと、24億7,000万円余りの増額になっております。

また、入札参加資格要件の見直しも検討いたしまして、これ案でございますけれども、JVの代表構成員に求める施工実績につきまして、前回は延べ床面積1万2,000平方メートル以上で図書館の用途に供する建築物としておりましたのを、延べ床面積8,000平方メートル以上で図書館、博物館または美術館の用途に供する建築物というふうに見直しまして、参加資格要件を緩和をするということで考えております。

今回のこの工事費の見直しを踏まえまして、これまで御説明をしてまいりましたイニシャルコストについて整理をしております。昨年9月に消費増税に関連して補正を行った後に、今回の建築工事での増額分、また今年度既に契約しているものなど、実施済み分を実績額に改めまして整理をしております。合計で右の端の一番下の欄ですけれども、約151億5,000万円余りになるものと見込んでおります。

その下の財源内訳では、県市の負担割合に基づきます県の事業費、こちらのほうが74億8,000万円余りとなりまして、国からの交付金などを除きます実質の県の負担額、こちらのほうは47億8,000万円余りになるものと見込んでおります。今議会でこの予算をお認めいただきましたら、今月末にできれば公告を行いまして、入札事務に取りかかってまいります。積算に実勢価格を反映させることと、工期の延長、現段階でできる限りのことを行いまして、入札に臨んでまいりたいと考えております。前回入札が不調となったことによりまして工事着手がおくれること、それに加えて今回建築工事の工期のほうも検討しまして延長します。そのため、開館予定時期がおくれるということになりますけれども、今後運営ですとか具体的なサービスなどにつきましても、さらに検討を深めまして、開館予定時期がおくれるということで、平成28年度末ぐらいになると思っておりますけれども、その開館を目指して着実に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 入札参加資格要件の見直しということで緩和してはありますが、この1万2,000平米以上、図書館で、図書館をやった実績のある会社というのは、大体今までだったらスーパーゼネコンさんに限られたんですか。というか、8,000平米にして、あと美術館とかにも広げるということで、要はどれぐらい広がっていくのか。

◎渡辺新図書館整備課長 これについてはデータベースがあるんですけども、そこに登録されている業者数でいいますと、今回のこの資格要件を緩和することによって数社は参加資格要件を備える業者がふえるという形にはなってます。1桁です。

◎桑名委員 この入札は何JV、2JVでしたっけ。

◎渡辺新図書館整備課長 3JVです。

◎桑名委員 3JVがこれを広げることによって数社ふえそうだといいことですね。

◎渡辺新図書館整備課長 3JVといいますのは、JVの数が3社ということで、参加、前回入札に参加された業者数とか、そういったことにつきましても、今回入札をもう一度やり直すということで、入札の情報ということで、ちょっと公表はしておりません。業者数とか、参加業者数とか。

◎桑名委員 この8,000平米にすることによって、数社は参加資格はふえるということやね。

◎渡辺新図書館整備課長 参加資格を持つ業者数はふえるということです。

◎西森（雅）委員 先ほどの桑名委員の関連ですけれども、この数社ふえるわけですが、代表構成員として数社ふえるという、この数社の中に、県内事業者というのは入っているのかどうか。

◎渡辺新図書館整備課長 今月末に公告します建築主体工事につきましては、WTOの政府調達ということになりますので、地域要件とか、そういったことで縛りをかけることはできませんので。

◎西森（雅）委員 それはわかっているんですけども、言ってみれば県内の中で構成員になれる事業所が数社ふえることによるということですが、数社の中に代表構成員になれる県内事業者がいるのかどうかと。

◎渡辺新図書館整備課長 先ほども申しましたが、今回の入札参加資格要件、8,000平米以上の図書館、美術館というふうに要件を緩和しましても、資格要件を備えた業者は県内にはございません。

◎米田委員 結局30億円ぐらい不調から上がったわけですが、今まではずっと設計単価というのは実勢単価を反映したものだというふうに言われてきてますよね、今までね、入札の設計単価を決めるときに実勢単価をとということで。ですから、決めた時点よりも実勢単価が上がったということで再度実勢単価を調べたんだろうというふうに思うんですけど、結局業者とも話をしたということで、何か向こうの言い値どおり、いわゆる一般的な建築業の言い値どおりの予定価格をつくらざるを得ない、そんな思いも一方ではするんですが、そこら辺は一定公正な税金の使い方、公正な競争という見方からしてどうなんかな。

◎渡辺新図書館整備課長 今回の設計積算を見直すに当たりまして、これまででしたら、例えば実勢単価というわけでなくて、例えば刊行物の単価ですとか、県の標準単価というのがございます。その単価で積算できるものは、その単価を使って積算しているものがございました。前回、入札が不調に終わったことでその分析をしてみますと、その部分について実勢単価との開きが大きくあったと。そのため、今回につきましては、そういった刊行物単価ですとか、県の標準単価を使っていたものにつきましても、その業者のほうから見積もりをとってヒアリングをしてということで、実勢単価により沿ったものにして積算をし直したということでございます。

◎米田委員 その場合、業者は何社からとってやるわけですよ、どうなふうにやっています。

◎渡辺新図書館整備課長 実際に業者から見積もりをとってヒアリングしてというのは、実施設計を今回追加でお願いした設計業者のほうにやっていただいて、当然それは成果物としてこちらのほうには来るんですけども、基本的には全部が全部ではないんですけど

も、少なくとも3社からは見積もりをとってということやっておるんです。

◎米田委員 わかりました。それと、埋蔵文化財の発掘調査等委託料というのは、現場を終わってあと資料の整理とか、そういう意味なのか、何か去年8月までということやったわね。状況はどうなんです。

◎渡辺新図書館整備課長 現場での発掘調査はもう終わって、今更地の状態に戻っております。来年度はその発掘物の、出土物の整理ですとか調査ということで、来年度の予算の内容になります。

◎米田委員 教育長もおいでるけど、あの遺跡の活用については結局どうなったんかね、教育委員会で一定の方向、高知市と話しをされてるのか、そこら辺は。

◎渡辺新図書館整備課長 前回お話しいただきまして、その池の遺構の部分につきましては、専門家の方にもちょっと御相談もいたしまして、今の現地でそのまま保存というのは、それは不可能な話ですので、珍しいものでもあるということで、基本的に池の部分については3次元のレーザー測量というのをまず1点行いました。それによりまして、3次元の測量でのデータが残りますので、それを活用しまして、例えばコンピューターの画面でどういったものであったのかというのを、いろんな面から見えるという活用ができるようになります。それともう一つは、池遺構の中でも特に珍しい部分がございます、その部分については復元ができるように、そこにある石とか、その並びとか、全部一定の範囲のものについて石を取り出して現在保存をしております、あの敷地内で。その活用につきましては、新図書館整備の際に多目的広場の一部に、追手前小学校のメモリアルスペースというのを一部構えるようにしております。その実行委員会の方とかとの協議もこれからなんですけれども、できればそういったところに何らかの形で復元して、ここにはこういうものがあったというような形での紹介、あるいは新図書館の中でもパネルでの埋蔵文化財全体の紹介とかいったことも、加えてそういった形での活用をしていくということで、奈良の文化財研究所の専門家の方にもちょっとお話もさせていただいて、そういった形で活用していくということに今しております。まだどういった形でそのメモリアルスペースのところの設計をしていくとかというのは、まだこれから今後の話にはなりますけど。

◎米田委員 メモリアルスペースっていったら、新図書館の西側の土地は置いときたいいうところがありますよね。そのことを指すんかね。それとも、図書館のスペース。

◎渡辺新図書館整備課長 現在、図書館の西側に多目的広場というのを整備するようになっています。その多目的広場の追手筋側のところにあります。もともと追手前小学校に、戦災でも焼け残ったというソテツとか、あと学校の碑とかいろいろありますので、そういうのを残そうというのがございまして、それの一環で、そこをお話をさせていただいてということにはなりますけども、何らかの形でそういうふうを活用していければというふうで考

えています。

◎坂本（茂）委員 関連して、それに伴う、今話し合いがされてるということで、いずれにしてもその利活用をしていけるような環境を整えようということでの方向性だと思うんですけども、それに伴う、また費用的な部分というのは大きく変わってくるということはないですか。

◎渡辺新図書館整備課長 もともと先ほど説明しました建築工事につきましては、建物の整備に伴います外構の部分が入っているんですけど、それ以外の部分の、例えばメモリアルスペースの整備ですとか、そういった部分はまた別途その外構工事で27年度、あるいは28年度に整備をする計画にしておりますので、設計についてもその前の段階で検討していくということになると思います。

◎坂本（茂）委員 それともう一方で、ソフト面のほうも並行して進めてるとは思うんですけども、そちらのほうの進捗状況ということと、市民図書館と今もう既に先行して図書共通利用カードの発行もされてるわけですけども、それらの発行枚数は現状どういうふうになって、それは当初の見込みとの関係でどんなふうな状況なのか、その発行状況もある意味、新図書館への期待度のあらわれとか、そんなことにもつながるのではないかともし思うんですけど、その辺の状況を教えてください。

◎渡辺新図書館整備課長 今手元に共通利用カードの発行枚数の資料はちょっと持っておりませんが、昨年からはじめておりまして、県立図書館、市民図書館どちらでも発行できるようにしております。その枚数につきましては、当初こちらのほうで計画しておりました数字よりは若干少な目の数字でたしか推移をしていたというふうに思っています。あと運営のほうですけれども、そちらのほうにつきましては、県立図書館、あと高知市民図書館、あと将来の県立図書館を所管しますのは生涯学習課のほうになりますので、定期的に打ち合わせというか、協議をしながら進めているところでございます。具体的にその体制もこういった形でということまでは、まだいっておりませんが、大体想定の人数はもうすぐいろいろ協議できるような状況にはなると思います。あと図書館同士での、図書館の運営の詳細につきましては、図書館の司書同士で毎週打ち合わせを、協議をするようにしておりますので、そちらのほうにつきましては、現場の職員ですべて協議を進めているところでございます。

◎坂本（茂）委員 それぞれの例えば市民図書館の分館なんかもタグづけをやったりとか、いろいろ今しよりますけど、一方でハード面はできたけど、ソフト面が充実してないということになっていから、やっぱりソフト面の充実も含めて、両方にらみでせつかくやる以上はきちんとしたものにしていただきたいと思っておりますので、その意味でもさっき言われた共通利用カードなんかも、発行が当初の見込みよりも少し少ないようやったら、やっぱりそこらもちょっとてこ入れするとか、そんなふうなことも並行しながらやら

れたらとは思いますが、よろしくをお願いします。

◎高橋委員 ちょっと1点だけ。本会議でも質問をさせていただいたところなんですが、木材の利用促進の面で期待をしています。建物の外観もチャートで見せていただいたんですが、やっぱりかなり詰めていかないと、県内の木材の需要が伸びていかないと、県外の木材ではやはりそれなりのメリットがないんで、県内の木材を、しかも県内の業者で県内の木工所等々でそういったところに発注ができる仕組みをつくっておかないと、この建築のJ Vよね、J Vの企業体を見てもわかるように、かなり大きな企業でないとこの事業には参加できない。ということは、全国のネットワークでやってる企業が参加をするわけなんで、そういった企業は例えば四国であったり中国地方であったり、仕事としては大きなロットとして仕事をするわけよ。そういう部分で受注すれば、当然値段であったり物も集まる、そういう仕事にしてしまうと、県内のそういう木工所等々が参加できる仕組みにはならない。今回のこのJ Vに発注をした要件の中でも、なかなか高知の業者への見積もり等々も回ってないのよ。ということは、J Vが中国とか関東ブロックとか、大きなところのロットでいろんなものを見て、物をつくっていくということを多分計画してるんじゃないかという、そういったことがうかがえるんだけど、県民はそんなことを期待してるんじゃないのよ。いいものをつくってほしい。けど、県内で雇用していただいて、県内のものを使ってほしいと、皆さん思ってると思う。そのことを設計業者も含めて、設計業者と建築業者にどれだけ発注者側がしっかりした仕組みをつくって建設に当たるかということなんで、当然28年には物はでき上がります。そのときにどれだけ高知県の木材が、あるいは木材産業化等々もそれなりにいろんな営業展開してやりゆうんだから、やっぱり発注者側がそのことをしっかり今度の設計に組み入れをして設計業者ともその辺をしっかり打ち合わせをしてやるべきだと思うんですが、今までにそのことに対してしっかりそういったことができてきたのか、これを受けてこれから発注するわけなんで、もう一度練り直しをしながら、県内企業の雇用、それから木材等々を使っていく仕組みをどうつくり上げていくのかということについての考え方を一度お聞きをして、我々は木材の需要を伸ばしていこうという、僕は素材生産業協同組合というところで活動してるんだけど、大きな期待をしています。期待を裏切らないためには、せっかくいいチャンスをしていただいて、再度入札のやり直しというチャンスをしていただいたんで、そこをうまく利用してやっていただきたいと思っております、そこをちょっと考え方等々について、できたら教育長から御意見をいただけたらと思うんですが。

◎渡辺新図書館整備課長 今度の新図書館で木材の使用についてなんですけれども、今外観なんかでも木質系の外観にはなっておりますけれども、外側に木材はそのまま使うことはできません、熱処理加工、防火性能が必要になってきますのでいうことで、なかなか外側には使いづらいということがあります。当然内部ではそのルーバーの内側の部分、内

部の部分ですとか、あと天井ですとか、あと書架なんかの家具につきましては、当然木材を使うと。

◎高橋委員 県内産かどうかということ。

◎渡辺新図書館整備課長 県内産というのは、入札で使用します設計書には当然特記仕様書がついておりまして、その特記仕様書には本工事に使用する木材は高知県内産材を使用するものとするというふうに特記仕様書には書かれておりますので、そういったことも当然踏まえた上での入札ということになりますので、施工の段階でそういったことについてきちんと見ていく必要があるのかなとは思いますが。

◎中澤教育長 若干補完ですけれども、県内産の木材、それからほかのものでも県内産のものをできるだけ使うようにというのは、実は基本設計、それから実施設計の段階でこの総務委員会でも大変御意見いただきまして、それを踏まえた形でできるだけ木材を使うという方針のもとに今の実施設計をつくっております。一番悩んだのは、内装は木材をいっぱい使うんですが、外にどれだけ使えるかということで、これが非常に難しく、結局は1階部分の外側には木をずっと並べて使うような形で、最大限県内産を使うように努力したつもりでございます。

◎高橋委員 期待をしていいということですね。よろしく。

◎坂本（茂）委員 関連で。図書購入ですね、できた後の図書購入が言うたら県内の書店からの購入ルートが閉ざれんような、言うたら大きい全国のそういう図書の販路の業界がどんと入ってくるというようなことだけじゃのうて、県内の書店なんかも活用できるようなそういう仕組みは残る形になりますか。

◎中澤教育長 今も県立図書館は県内の事業協同組合から購入しておりまして、その方針は変えるつもりはありません。やっぱり県内の業者の方から購入すべきだと。市民図書館の方向はちょっと話をしちゃって。

◎渡辺新図書館整備課長 市民図書館につきましても、今ちょっと体制は違うようですけど、書店組合のほうから購入しているというふうに聞いてます。その購入方法につきましても、市民図書館も新図書館になってからも変える予定は今のところないというふうに聞いてます。

◎梶原委員長 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査についてはあした行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎梶原委員長 それでは、以後の日程についてはあすの午前10時から行いますので、よろしくお願いたします。

本日の委員会はこれで終了といたします。お疲れさまでした。

(16時42分閉会)